

平成21年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成21年9月4日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員
 1番 太田 健一 2番 野並 享子
 3番 小菅 六雄 4番 立入三千男
 5番 内田 聡史 6番 奥村 治男
 7番 西本 俊吉 8番 矢野 隆行
 9番 梶山 幾世 10番 田中 良隆
 11番 藤下 茂昭 12番 中島 一雄
 13番 田中 孝嗣 15番 小島 進
 16番 本田 章紘 17番 川口 東洋
 18番 三和 郁子 19番 鈴木 市朗
 20番 原田 薫 21番 田中栄太郎
 22番 林 克 23番 河野 司
 24番 秦 眞治

不応招議員 14番 中田 幸子

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	南出 儀一郎	政策調整部長	南 喜代志
総 務 部 長	前田 健司	市 民 部 長	高田 一巳
健康福祉部長	新庄 敏雅	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	岡野 勉	環境経済部政策監	土肥 義博
教 育 部 長	東郷 達雄	政策調整部次長	富田 久和
政策調整部次長	中島 宗七	総 務 部 次 長	田中 利昭
市 民 部 次 長	川端 良雄	健康福祉部次長	佐敷 政紀
都市建設部次長	林 隆	環境経済部次長	佐橋 市衛
教 育 部 次 長	田中 善広	広報秘書課長	寺田 実好
総 務 課 長	川端 弘一		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	井狩 重則
書記	三上 忠宏	書記	辻 昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第55号から議第86号まで
(野洲市税条例の一部を改正する条例 他31件)
質疑、常任委員会付託
- 第4 議第87号から議第92号まで
(滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について 他5件)
質疑、討論、採決
- 第5 請願第4号から請願第6号まで
(消費税の増税に反対する請願 他2件)
常任委員会付託
- 第6 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(河野 司君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(河野 司君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員23名、欠席議員1名。欠席議員は第14番、中田幸子君であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(河野 司君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第9番、梶山幾世君、第10番、田中良隆君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(河野 司君) 日程第3、議第55号から議第86号まで、野洲市税条例の一部を改正する条例他31件を一括議題といたします。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。その順位はお手元の議案質疑一覧表のとおりであります。

まず、議第55号から議第66号までの各議案に対する質疑を行います。

第3番、小菅六雄君。

○3番(小菅六雄君) おはようございます。それでは、議案質疑を行います。

本日再開されまして、議案質疑及び一般質問が始まります。それに先立ちまして、市長に一言申し上げます。

去る8月30日投票の衆議院選挙におきましては、自民党・公明党政権が国民の厳しい審判を受けました。自民党はご承知のように119議席へと3分の1に激減しています。一方、公明党も31議席から21議席へと大きく後退しています。私ども日本共産党は比例代表選挙で得票を増加させ、現有議席を維持しました。野洲市でも比例代表選挙では前回比1.2倍の得票を獲得し、前進しました。一方、野洲市でも自民、公明は大きく後退し、いずれも市民の皆さんから厳しい審判が下っています。今回、有権者、市民の皆さんが下した審判は日本の政治にとって大きな前向き的一步と考えます。

私ども日本共産党は、民主党中心の新たな政権に対しまして、これまで進めてまいりました後期高齢者医療制度の廃止、また労働者派遣法の改善、改正など、よいことには協力をします。一方、民主党が進める憲法9条改正、あるいは日本農業を崩壊に導きます日米連携協定、あるいは消費税増税など、悪いことにつきましてはきっぱり反対をし、問題点を正すという立場で、国民の利益に立って積極的に働きかけ、引き続き現実政治を前に動

かすため奮闘するものであります。市長におかれましては、こういう状況を認識されまして今後の市政を運営されることを初めに申し添えておきます。

それでは、議案第56号野洲市使用料条例の一部を改正する条例について質問を行います。

今回の条例改正の主なものは、中主ふれあいセンターの一般浴室及びトレーニングルームを本年12月末をもって廃止すること、2点目には、今回提案されています他の条例改正とも関連しますが、主には指定管理施設でこれまで市が定めていた使用料金制度を改め、指定管理者が利用料金を定め徴収する利用料金制度に改正するもの、この2点が主なものだと思います。

そこで大きな問題は、市長が進める集中改革プランに基づき、ふれあいセンターの風呂とトレーニングルーム廃止の問題であります。今回の集中改革プランでは、ふれあいセンターの風呂及びトレーニングルーム廃止理由について、6月定例市議会やこの間の議会特別委員会の答弁では、利用者が低調であること、施設老朽化で更新費用がかかること、また、これに対して利用収入が年間約60万円であることなどとしています。

そこで質問しますが、一連の公共施設の廃止、閉鎖問題は、後の一般質問でもしますが、今回は提案されていますふれあいセンターのこの風呂、トレーニングルームの廃止について具体的にお聞きいたします。

1点目に、旧中主町でスタートし、合併後、新市で継続実施されてきましたふれあいセンターの風呂事業について、改めて目的とその効果についてどのように認識、評価されてきたのか、されているのかをお聞きいたします。

2点目に、この間、市民懇談会や議会特別委員会でも、その役割から風呂については継続してほしいとの意見も多数寄せられたと私は思います。それにもかかわらず、今回廃止の提案であります。そこで、存続を願う市民の声をどのように受けとめ評価したのか、その上に立ってなぜ廃止されようとしているのか、その理由及び審議経過をお聞きいたします。

次に、大きな2点目であります。指定管理施設では、これまで市が定めていた使用料金制度を改め、指定管理者が利用料金を定め徴収する利用料金制度に改正するものであります。具体的には、今回の条例改正では指定管理者が徴収する利用料金の上限を定めるものであります。それを踏まえて何点かお聞きいたします。

1点目に、これまででしたら施設の使用については市が使用料を定め、市の徴収となっ

ていました。ですから、使用料収入に関係なく、指定管理者に委託料を出していました。それが今回の改正では利用料となり、指定管理者の収入になります。引き続き指定管理者に委託費は当然出しますが、私は言葉を変えれば各施設指定管理者のいわゆる独立採算性の性格が強まると考えるわけであります。その場合、市民へのサービスと負担はどうなるのかという点であります。つまり、今後、指定管理費、委託費についてはこれまでの使用料に相当する委託料は減額されることになるとは思いますが、その場合、利用料が増収となれば指定管理者の利益となるわけであります。逆に利用料が落ち込んだ場合、施設の管理運営に支障が出てくることも予想されます。ひいては採算重視に陥り、施設管理とサービスの合理化、いわゆるリストラも含めてこれが行われないと限らず、市民へのサービス後退も予想されます。この点でどのように認識されているのかをお聞きいたします。

2点目に、1点目の質問に関連しますが、指定管理施設の独立採算制が強まるということは、地方自治体の公共施設は市民全体の公共の福祉とサービス向上に寄与するという本来の役割と目的が、今回の条例改正により私は否定されることにつながるのではないかと懸念いたします。つまり、これまででしたら曲がりなりにも指定管理施設といえども使用料は市が定め、市が使用料を徴収していましたので、一応市民の立場で使用料やサービスを進めることができました。これが市行政の手を離れるということは、先ほど言いましたように、本来の自治体の公共施設としての目的と役割の否定につながるものでありまして、結果としてこのことは私は指定管理制度の弊害だと考えます。よって、今後のあり方として、前回締結の指定管理契約が、一連の契約が今回満了することをかんがみ、私は基本として市の直営方式に変更することも選択肢の1つだと思いますが、これについての見解もお聞きいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 皆さん、おはようございます。それでは、私から、小菅議員の使用料条例の一部改正に関する中で、ふれあいセンターの風呂の事業につきましてお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の中主のふれあいセンターの一般浴場につきましては、平成7年に開所し、今日まで14年間、高齢者をはじめ多くの市民の方の利用があり、平成20年度の1日の平均利用者は60名でございます。また、その効果につきましては、高齢者の方々を含む多くの方の健康増進及び交流の場として大きく寄与してきたものと考えております。しか

しながら、合併後は不特定多数の利用も多くなったことから、一般浴場としての設備が十分でなく、管理面、衛生面での課題が多く発生したところでございます。

2点目の風呂の存続につきましては、ご利用いただいている方々から継続の要望をちょうだいし、その思いにつきましては重く受けとめているものでございますが、当施設の給湯設備は耐用年数が10年を目処に更新が必要なものですが、既に耐用年数が経過しており、ここ数年は故障も多く、たびたび休業せざるを得ない状況でもございます。現設備では引き続きの営業は難しいということから、廃止時期について早くから検討していたものでございます。また、公衆浴場として運営するためには、これまでに増して安全面、衛生面への設備投資が必要、また専門知識も必要となること、また、最近、近くには入浴施設も整備されていることなども踏まえまして、当施設の当初目的は十分に達したものと考え、今回入浴施設の廃止を決定したものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） おはようございます。ただいまの議第56号野洲市使用料条例の一部を改正する条例に対します小菅議員からのご質問にお答えを申し上げます。指定管理者の利用料金に関してのご質問でございます。

1点目の利用料金制度が市民サービスの後退につながらないかといったご質問でございますが、利用料金が指定管理者の収入となりますことから、自立的経営努力が発揮しやすくなり、インセンティブ効果があるということから導入しようということでございます。

また、利用料金の額は、条例で定める金額の範囲内で指定管理者が自ら設定することができますが、あらかじめ市の承認を受けることとなりますことから、市民サービスの後退にはならない、このように考えております。

2点目の市直営方式に変更することも選択肢の1つというご意見でございますが、スポーツ施設や文化施設は指定管理者制度の方が弾力的に運営できますことから、市民にとっても有利であると、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（河野 司君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 今回のふれあいセンターの風呂の廃止方向にかかわらず、一連の公共施設の廃止、閉鎖については、基本的な考えとしては、市長はこれまで何も強行するつもりはない、この素案について市民の皆さんに議論をしてもらって、そういう方向でい

いとなればそういう方向で決めていくということを常々言うておいででしたね。何も強行するつもりはないのやと、場合によっては存続もあり得るようなことも言うておられたわけですね。それを考えますと、今たちまち部長はこの14年間多くの利用があると言われてましたが、6月議会のときには利用者は少ないと言われてたんですね。多くあるというのは認められたと思うんですけども。

これを見ますと、合併以降、利用者は年々ふえているんですね。平成15年度が1万1,036人ですね。それで、平成19年度は1万8,559人、約7,000人ふえています。平成20年度は1万4,892人で4,000人ほど減っていますが、これは一時期閉鎖したために減ったわけでありまして、年々増加しているわけなんですね。これが1つ。

それと、先ほど言いましたように、この間の市民懇談会あるいは議会議論も踏まえて、私はどちらかといえば、いろいろあるが、やはり風呂については存続をしてほしいというその声、意向、思いが市民の皆さんからは強かったと思うんですね。にもかかわらず今回こういう提案をされている。言いたいのは、一番初めに言いましたように、市長が何らかの素案全体を強行するつもりはない、市民の皆さんの声を聞きながら最終的に決めていくというその方向と反すると私は思うんですけども。それについてはどういう見解なのか、もう一度お聞きしておきたいと思います。

それと、2点目の利用料金制度導入なんですけども、結論的には、言葉を変えたら先ほど言いましたように、独立採算性的な施設管理運営が強まると思うんですね。これは結論的には本来の公共施設のあり方として私は相反すると思うんですけども。せんだって配っていただきました利用料金制度の導入についての資料、この1ページ目の一番下の方に使用料制度と利用料金制度との比較が書かれていますが、一番問題にしたいのは一番下のインセンティブ効果、つまりやる気を起こさせる刺激効果、これが使用料と利用料でどう違うかということが述べられていますが、現行の使用料制度の場合は、指定管理者が努力しても自らの収入としてはふえないから、やる気が起こらない。利用料金制度にすれば、自らの努力で収入がふえるからやる気が起こる。こういう位置付けですよ。

初めに言いましたように、こういう位置付けが本当にいいのかどうかですね。あくまで地方自治体が運営する公共施設、文化、教育、福祉施設、これは住民の福祉の向上、サービスの向上、そのために行うものでありまして、利用料金制度を導入すれば、確かにサービス向上云々の努力で収入がふえるかもわからないですけども、問題点の1つは、公共施設で利益追求をするようなそういう位置付けにしてもいいのかどうかですね。1点目。そ

れをどう思っておいでなのか。根本的な考え方の問題、これをもう一度お聞きしたいと思います。利潤追求の施設にしているのかどうかですね。私は本来の立場からはこれは反している考えだと思いますので。基本的な考えをお聞きしたいと思います。

それと、2つ目は、先ほどこれも言いました、使用料のままだと指定管理者に収入がふえない。しかし、利用料金の場合は自らの収入になって、うまく運営すればふえる。ふえるのはよし悪しは先ほど言いましたが。仮に利用料金が大きく落ち込んで、極端な場合、運営に若干支障が出てきた場合、逆にサービスの低下につながらないかですね。先ほど一番初めの質問で言いましたように、リストラ、合理化といいますかサービスの抑制も含めましてね。逆の現象も起こることも考えられるわけですね。それについてはどう考えておいでなのか。それを市が補てんするのかどうかですね。補てんというのは、管理運営費が利用料が激減して、その場合補てんするのかどうかですね。そういうことやら含めて、私は逆に運営が大変になった場合は、逆にサービス低下が起こる可能性があると思っておりますのでね。その点はどう考えておいでなのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 皆さん、おはようございます。小菅議員の議案質疑の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、ふれあいセンターのお風呂ですけれども、これは前回申し上げましたように、かつて中主町のときに町民が一番喜ぶ施設は何だろうということで、時の町長さんが案を練られてつくられた施設です。確かに高齢者は無料、そうしてから安い料金でお風呂に入れば喜ばれます。私も提供したいと思っています。今も部長が答えましたように、ああいっただ水回りの施設は大体10年が耐用期限です。とすると、合併時にあの施設がどうなるか議論されて、本当だったら改修されているべきだというふうに考えております。ですから、今回集中改革プランの中に入っていますが、これはこれまでの課題、もっと投資して続けられるのか、あるいは、今まで細々と小手先の修理を重ねて命尽きるまで使い続けよう、だめになったらやめようという形であったものをどうするかという議論でありまして、今回巨大な投資をしてまでやるような余力はないという判断です。

それと、利用者がふえていますけれども、これは隣のまちにありました類似施設が閉鎖されたためにふえております。実態としては野洲市民でふえているのではなくて、従来隣の施設を利用しておられた方がふえています。

それと、あそこの施設、私も見に行きましたけれども、幾つか欠陥があります。いわゆ

る番台といいますか、管理人がおられません。万が一事故があったときにどうするのか。私がもう一回責任を持ってやるのであれば、誰かきちっと開場時間には人を張り付けて監視をしていないとだめです。私が行ったときも2人ほど高齢者の方が入っておられました。割合古い形のお風呂です。段差もあります。滑ります。そういったときの事故対応をどうするのか。だから、今回集中改革プランでいろいろ提案していますが、皆さん現状でいいとおっしゃっているんですが、現状のままで続けろとおっしゃった場合でも、課題がかなりたくさんあるというふうに考えております。

今回、いろいろなお意見をいただきましたけれども、年内に施設が老朽化すると。昨年度も何とか少し財源を見つけて修理をして何とか今年まで使ってきましたけれども、もう限界だということなので年内に閉めるということなので、いろいろご意見をお聞きしましたが、どうしてもという判断には至りませんでしたので、ご提案をさせていただきました。皆さん方でいろいろご審議いただければというふうに考えております。

次に、指定管理者の利用料金制度でございますけれども、これは今部長ございましたように上限を定めております。そして、こういった条件のサービスをこういった料金を上限幅を前提にして提供しますという契約でやるわけですし、もしか収入が悪くなれば、これは経営努力をしていただいて、サービスはきちっと契約どおり維持していただくということで、契約に基づいたサービスを提供していただきます。

それと、収益事業をやるということですが、これも料金を上限を設定しておりますから、いわゆるもうけに走る、サービスを低下させてまでもうけに走るということとはございません。今ご提案では直営施設にしてはどうかとおっしゃるんですが、これは従来からも事業団に委託という形でやってきました。直営ということは、ああいった形の業務を市の公務員でやるということで、まだ定数をふやせとおっしゃるご提案になるわけですが、従来もやっていなかったものをあえて本体に入れ込んで正規の職員でやるということ自体がまず無理があると思っております。

それと、収益事業、たとえ万が一収益事業としましても、市役所の業務も市民サービスについてはいただいた料金に見合った、できるだけコストを抑えていいサービスを提供ということですから、万が一直接にしたとしても発想は同じで、いかに市の財源を確保するのか、かついいサービスをするのかということですから、全く一緒だと思っております。指定管理者制度を使うということからすると、従来の使用料という拘束した縛った形でゆだねるよりは、自らが一定の範囲内で料金を設定していただいて、たくさん利用していただ

き、かついいサービスをすれば、評価されて収入も上がるという仕組みの方がより適切ではないかという判断に基づきまして今回ご提案をさせていただきますので、じっくりとご検討いただきたいというふうに思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（河野 司君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 部長なり市長なり、言葉じりをとらえるわけではありませんが、市長は今、野洲の市民がふえているわけではない。前段に部長も他の利用者がふえているような意味のことを言われましたが、そこまで言われるのでしたら、利用の内訳、それについてきちっと数字で教えていただきたいと思います。わかりますか。野洲市民、旧中主なり旧野洲なり、あるいは野洲市民以外の利用、わかりますか。そこまで言われるのでしたら、もちろんわかって言っておいでだと思うので、利用の地域別の数字、人数を教えてくださいたいと思います。

それと、もう一つ聞いたのは、今回の風呂の廃止について、この間の市民あるいは議会の議論経過の中で存続をしてほしいという声が多かったのではないかと私は言ったわけなんです。それは、結論的には今回やめようという提案をされていますが、議論経過の中では存続してほしいという声が多かったのか少なかったのか、それはどういう認識をされているのかももう一度お聞きしたいと思います。今、2つ言いましたね。

3つ目。今、市長は答弁の中で、それなりのこの間効果は果たしてきたかもわからないが、引き続き改修して巨大な投資の必要があるのかどうか疑問というようなことも言われましたが。やはり私は基本的には市長をはじめ市行政の市民に対する姿勢と税金の使い方、そのあり方が問われていると思うんですね。また後で一般会計の補正予算のときでも質問しようと思ったんですが、今回、緊急経済対策臨時交付金でいろいろ事業をされますが、単純にこれだけを見れば、私はあえて低公害車導入事業で車を6台、約1,800万円、これは例えばの例なんですけども、これをするぐらいだったら市民の皆さんの存続の思いを持つふれあいセンターの風呂の改修に今回のこの事業予算を使っていいと思うんですね。これはやっぱり市長及び市行政の姿勢の問題ですわ。税金の使い方のあり方の問題ですわ。それについてどう思われますか。もう一度お聞きしておきたいと思います。

それと、指定管理における料金制度の導入、今、答弁を聞いていてちょっとよくわからないんですけども。私が言ったのは、ちょっとはつきり2回目の質問のときに答えてもらっていないんですよ、先ほど市長の答弁。本来、公共施設、地方自治体が運営する福祉施設、スポーツ施設は市民の福祉の向上、サービスの向上に寄与させるのが最大の目的です

わね。そこから見て指定管理者制度がどうなのか、そして今回利用料金制度の導入がどうなのか。

市長は経営努力は当然だと言われましたが、経営努力を超える場合についてサービス後退が私は起こり得るのではないですかと言っているんですね。すべてがうまくいくはずがないんですよ。一番初めに言いましたように、利用料金制度を導入されまして、指定管理者がやる気を起こしてサービス向上で努力して収入がふえたら、それはいいのかどうかは別にしても、そうなったとしたら、仮にええとしても、逆の場合はどうなるかということをお聞きしているんですね。収入が減って運営がうまくいかない場合、当然事業あるいは運営、サービスを後退するという考えが当然出てきますやん。そこが運営がうまくいかない場合、市民に対してどう担保をとるのかどうか、そこが見えてこないと私は言っているわけでありましてね。先ほどの答弁はうまくいく場合のみのことを答弁されて、この指定管理制度あるいは料金制度がうまくいかない場合についての答弁を逃げておいでだと思いますので、もう一度お聞きしておきたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員の再々質問にお答えをいたします。全般的なことを私からお答えしまして、数字等わかれば、部長の方からお答えをいたします。

まず、お風呂の件ですけれども、これは多いか少ないかといいますと、具体的な数値はまたわかればですけれども、市長への手紙をたくさんいただきました。かなりきつい口調で、人格を傷付けるようなお手紙が結構まとめてたくさん来ました。一般的な話し合いの場ではそんなにご意見は来ておりません。多いというのは何をもって多いというのか。確かに市長への手紙は、今申し上げましたようにかなり罵詈雑言みたいなお手紙が結構たくさん来ていました。中には年寄りの楽しみをなくさないでほしいというお手紙もありました。そういった状態です。

これは先ほど申し上げましたように、政策決定として、これは前も言いましたが、野洲市として無料の公衆浴場を持つのかどうか。今の野洲駅前南口にあるお風呂についても補助金を出してほしいというお手紙が今回幾つか来ています。ですから、そういうサービスを今市民のために本当に財源を使ってやるのかどうかということだと思っています。今回公用車につきましては、これはこれまでの更新時期を延ばしていたものをかえるということですので、私はそういうことで認めましたが、今、あのお風呂を本当にきちっと改修するのであれば、バリアフリー化、そうしてから監視制度をどうするか、それと、あの建物

自体も構造が問題で、雨漏りがしております。これは直しがきかないぐらいに雨漏りがしております。そういったことを考えますと、今回あの浴場に少なくとも2,000万、私はもっとかかると思っていますが、詳細には調べていませんから。そういったものを投資してまでこの時期にやるのかどうかという判断のもとにさせていただいたということでございます。

ですから、決してお年寄りの楽しみを切り捨てたいというふうに思っておりません。今回10億円を切るためにはどこから切った方がいいのかということであれば、市内の方は基本的にご自宅にお風呂をお持ちですし、介護の方についてのお風呂については今回整備をさせていただくということを考えておりますので、そういったことをご理解いただきたいということです。

次に、指定管理者の問題ですけれども、料金収入が落ちればサービスが悪くなるとおっしゃるんですが、これについては契約をしております。そして、契約条項の中で双方協議がありますから、どうしても今の収入では契約どおりのサービスができないとなったら、これは当然民法上の契約と性格としては同じことですから。そこは相談をさせていただいて、適切なサービスができるようになればいいということです。

それと、現状がすべていいとおっしゃっていますが、現状の問題点は、これも市長への手紙でたくさんいただいています。サービスが悪い、市民の施設なのに云々と。これはなぜそうなるかといいますと、ゆだねられている方はどういうサービスをしようが市から管理料が入ってくるわけです。ですから、利用が多かろうが少なかろうが、自分たちは安泰ということで、これはやはりそれなりの問題点を抱えております。世の中の制度というのは百点満点の制度というのはございません。何かの課題があります。ですから、現行の課題がたくさんあるので、今回料金収入ということで、まず預かった人がいいサービスをできるだけ広めることによって自らもよくなるという、そういったことで取り組みたいということでございます。そういった観点から今回提案をさせていただいているということで、決して答弁を逃げたわけではなくて、先ほどの答弁で十分ご理解いただいたというふうに思っておりますが、追加で答弁させていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 小菅議員の再質問の中で、利用者の動向というのか、その部分についてお答えをさせていただきたいと思っております。

市内、市外というものについては、先ほども言いました番台とかチェックという部分が

十分できていないということで、全く数値としては出ていません。ただ、先ほどもおっしゃっていただきましたように、実は平成7年にオープンして、1日平均30人余りの利用が3年間ほど続きました。どうも見ますと、そのピークは平成12、3年ぐらいにそれが倍の62人ぐらいまで上がりました。その後、62人から平成16年になりますと43人まで徐々に減少してまいります。ここで合併をしまして、その後、当然今まででしたら1万人のエリアというものが5万人のエリアになったということ、また、広報等も周知があって、徐々に今度はふえてまいりました。おっしゃるように平成19年では73、4人というのがどうも今ピークで、20年度はお風呂の開所日数に合わせまして割りまして60人ということで、おっしゃるように今後もそのように需要があるということなのですが、本来この施設は旧中主町でできたということで、あの施設が高齢者を中心に、中に遊具もあるということもありますので、お子様連れでということが高齢者の生きがいつくり、またある意味では子どもたちとのふれあいというのをターゲットにできた施設で、ある意味では1万人キャパぐらいというような施設設計、その意味では公衆浴場として番台を設けて衛生管理、また入浴者の安全をきちっと守るというよりは、既にこのキャパがふえて、ある意味では本来あの施設を利用いただくというターゲット以外の方が200円ということで多く少し利用されるということで、かなりこの4年間指定管理者としての運営も困っているという中で、少し不特定多数という形でおりました。あの施設で今の浴場を営むにはかなり管理面で難しいという部分がありまして、今回このような形のご提案ということになったということです。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） おはようございます。議第58号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例について質問いたします。

放課後子ども教室を有料にすることと、学童保育の保育料を引き上げる条例改正です。これまで学童保育の待機児童対策として子ども教室が実施されてきました。これまで何度も質問してきましたが、多目的教室や特別教室の間借りや会議室などであり、学童保育とは似て非なるものと指摘し、学童保育所そのものの整備を求めてきました。

今回、今後学童保育所に一元化し、6年生までの全児童を対象にする方向は歓迎するものであります。そうであるならば、学童保育所の施設整備を早期に行う必要がありますが、どのような計画なのかお尋ねいたします。

子ども教室を有料化するにあたり受益者負担の適正化と称して適正な保育料を徴収する必要があると根拠が出されていますが、事業総額の半分を受益者負担にする考えは何を根拠に置いておられるのかお尋ねいたします。

さらに、これまでは試行期間だから無料にしてきたが、22年から学童保育の補完事業として位置付けられることから有料化していくということは納得がいきません。補完事業として位置付けることで内容や授業がどう変わるのか説明を求めます。

次に、学童保育所の保育料の引き上げです。通年保育料を1,000円引き上げ1万円、季節保育、春休みを4,730円引き上げ1万1,000円に、夏休みを9,910円引き上げ2万3,000円に、冬休みを2,220円引き上げ6,000円にする計画です。夏休みだけで175%、1.75倍です。季節保育全部だと4万円にもなり、草津市、守山市、栗東市と比べても異常に高い状況です。積算根拠が通年の2倍の経費がかかっていると算出されていますが、1億5,378万6,000円の中には夏休みも含め季節の人件費も入った総額です。ここをベースに通常保育の保育料を出しています。その通常保育1万円をベースに日割り計算をして1日単価を出し、2倍として819円をはじき出しています。季節保育に通う児童のみに対して加算しており、積算根拠が間違っています。なぜ1日当たりの金額を819円にして日数で掛けるのか説明を求めます。

議第59号野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例について質問いたします。

利用時間を午後4時半までを5時に30分延長される改正ですが、料金に関しての見直しはありません。集中改革プランでコミュニティセンターやすを中央公民館に移すことが出されています。ホールは小劇場を使えばよいとされていますが、料金が全く違います。各コミセンのホールは、平日・土曜日の朝から夕方までの使用料は4,500円ですが、小劇場は9,000円です。すべてにわたって小劇場は倍の金額となっています。さらに、コミセンでは自主運営のため夜10時まで使用できますが、小劇場は9時までです。9時には片づけを終了しておらなければならず、実質は8時30分ぐらいまでしか使用できません。コミセンのホールとして使用する場合、このような問題はどのように解決されるのでしょうかお尋ねをいたします。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、野並議員の議第58号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えをいたします。

まず、学童保育所の施設整備計画につきましては、今回の補正予算で2カ所の学童保育

所の新築に係ります設計委託料を計上しております、議会にてお認めをいただきましたならば野洲と祇王につきまして今年度中に設計を終え、平成22年度に建築、23年度4月に開所の予定をいたしております。それ以降につきましては、財政面や建築場所の問題など課題はございますが、年間2カ所程度ずつ施設整備を進める計画でございます。

子ども教室の有料化に関しまして、保護者の負担率につきましてですけれども、平成20年度の学童保育所の保育料の改定時の考え方であります総費用の半分を負担していただくという方針に準じているところでございます。

次に、子ども教室の位置付けにつきましては、総合的な放課後対策としまして、放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保する市の総合的な放課後対策の1つとしまして放課後子ども教室を実施してまいりました。文部科学省所管の放課後子ども教室を実施するにあたりましては無料で実施することとなっておりますので、全児童対策事業として移行することを前提としまして無料で実施をしてまいりました。しかしながら、全児童対策に移行することは、施設、いわゆる物理的な面で課題があること、それと、市の政策の転換によりまして、放課後の子どもの居場所づくりの充実につきましては、経過措置を設けながら学童保育所に一元化することとなったところでございます。このことから、学童保育所の施設整備が整うまでの補完事業としまして子ども教室を継続することとなりました。したがって、学童保育所と同等の考え方で事業を展開することとしまして、保護者の皆様方に応分の負担をお願いするものであります。なお、教室の内容等の変更はございません。

最後に、保育料に関しましては、議員ご指摘の1億5,378万6,000円は、確かに季節保育の経費も含めたものでございます。ただし、月額1万円を算出する際には、季節保育対象児童の把握が困難であり、また、保護者負担が軽減できるよう530名定員でございますけれども、すべてが通年保育であるという想定のもとに計算しております。

次に、季節期間の保育料の算定についてご説明申し上げます。積算根拠とします平成21年度の保育日数は240日であり、うち通常期が187日、季節期、いわゆる季節学童の保育日数は53日となっております。このことから、通常期の半日を1単位と考えると、通常期は187単位、季節期は1日保育をするため、53掛ける2単位で計106単位となりまして、合計293単位と考え、年間保育料12万円を1単位に割り戻すと通常期の単価は409.56円となります。この結果、季節期は2単位となり、819.12円となっております。季節保育の場合は通常期の参加がなく、なおかつ月ごとの通所日数が

異なるため、季節の単価 8 1 9 円を月ごとの日数に応じて保護者にご負担いただくものをごさいます。通年期の単価、季節期の単価、それぞれ個別に算出しており、加算という考え方ではなく、積算根拠は適正でございしますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） それでは、議第 5 9 号野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例に対します野並議員からのご質問にお答えをいたします。

集中改革プランで文化小劇場をコミセン野洲のホールとして利用することを提案いたしております。現在、野洲学区自治連合会と移転先となります文化小劇場等の施設規模につきまして協議中でございます。この中で利用時間や料金について調整をしてみたい、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2 番（野並享子君） まず、第 1 点目の子ども教室の受益者負担の考え方で、2 分の 1 にするというのは学童と同じ考え方だとおっしゃいましたが、そしたら今までいろんな形の受益者負担の考え方として、半分を受益者負担にするというのは、そんな高額な受益者負担の考えは他に類があるんでしょうか。公的に後期高齢者とか介護保険とか、そういうところの考え方で、半分、5 割を受益者負担という考えはないんですよね。国やら県やら市やらが出してという形で 5 割からの総額に対しての受益者負担というのはいったいどういふところでとられているのか、まず、それを第 1 点目、お尋ねいたします。

次に、子ども教室を補完事業にするから応分の負担。それは全く場所も変わらない、内容も変わらない、何も変わらない。学童に移行するんだったらわかるんですよ。内容も何も変わらないあの状況のままでお金を取るという、それは根拠としてはありませんよね。今まで文科省の放課後子ども教室ということで、無料が原則でされていたんですから、当然それを踏襲すべきで、学童保育所が建設されて、その子どもたちが学童保育所に入った時点で学童保育の保育料を取るのが考え方と違ひますか。全く何も変わらないのに、これまでが試行期間だから無料にしてきたなんていうのではないでしょう。それは文科省の方針のもとにされてきたんですから。市民の皆さんは学童保育所を充実してほしいということをおられたんですよ。放課後子ども教室をつくってくれなんて誰も言うてないんですよ。それを入れへんがために行政がこれを使わはったんですからね。全く何も変わら

ないのにお金を取るというのは、これは全然全く根拠がありません。今おっしゃっても応分の負担というのは当たりません。これは説明をもっときっちりと言えないと。何かが変わるんでしたらわかりますが。説明を求めます。

次に、学童保育の保育料の部分ですけれども、この前出された積算根拠、一番最初のこの金額には全部が含まれていますよね。季節もすべて。総額が出されて、私、半分の負担というのは、これは納得できない話なんですけどね。この数字が出されています。それをベースに割って月額が出されているんですけれども。当然この金額の中には夏休みに、この子どもの人数、483人なんです。通常が483人で、季節の子が29人なんです。季節の子というのは6%の子なんです。この293日の全体の通常の部分と、季節になると53日。これは全体の18%ですね。53日というのは。夏休み、冬休み、春休みが53日。季節というのは全部が293日のうちの18%なんです。

そしたら、その考えでいくと、通常の場合は1カ月1万。ちょっと汚い字で。今さっき書きましたので。1カ月1万円で12万円保育料として払うわけです。それが483人おられる。季節の場合は18%ですからね。この18%でいくと、12万円のうちやったら2万1,600円なんです。わかりますか。2万1,600円が18%の季節の部分になっていて、それが29人の子どもに何で割り当てられんならんの。通常の子どももいるやないか。

夏休み、春休み、冬休みというのは朝の8時半からですから、普通、指導員はお昼からですよ。そうすると、朝の4時間ぐらいの部分、通常の子どもがぎょうさんいるんですから、そっちの子どもに指導員がぎょうさん雇われるわけですよ、アルバイト。この483人の通常の子どもが、ほとんどが人件費とおっしゃいましたのでね。ほとんどが483人の子どもに対しての2倍かかっているという2倍を、何でわずか6%しかない29人におっかぶせるんですか、この計算式。1単位、2単位と言われましたけど。おっかぶせ方がひどいんですよ。こんな金額にはなりませんよ。29人の季節保育の子だけにこういう単価を押し付けるんですからね。

だから、草津なんかを見てもみると、他の集中改革プランに出されていますよね。草津では通常は9,000円やけど、8月のみは1万2,000円。長期の春、夏、冬のみだけを利用される方は2万4,500円。野洲は4万円なんです、4万円。物すごく、全然違うんです。守山も8月のみで1万2,000円です。栗東は夏休みの料金加算、追加加算としては5,000円なんです。大体私はこれが妥当な金額やというふうに思います

けど。この2万1,600円というたらまあまあ草津並みの考え方ですね。長期休暇の考え方。夏休みだけというのはもっと少なくなりますよね。これ、53日分ですから。夏休みだけやったらもっと少なくなりますよね。

だから、そういう部分で季節には2倍の人件費がかかっているということで掛ける2にされている。それはこの総額の中には通常の子どもの483人もおられての話ですからね。この考え方が全くナンセンスなんです。何で通常来てる子どもも含めての2倍の人件費という形で季節にだけかぶせてしまうんですか。ここの根拠がだから違うと言うんです。積算根拠が間違っている。こんなに高くすべきではない。草津やら守山がいったいどういう積算根拠でもってされているのか調べられたんでしょうか。私、こちらの方が妥当やと思いますけど。どこを調べてこういう形をとられたのかお尋ねしたいと思います。

それと、今おっしゃった59号の文化ホールの部分ですが、今、野洲の自治連合会と調整をしているということで言われました。どういう調整をされて、どういう方向なんでしょう。ホールやら、すべて金額は倍なんです。こんな高いのは使えない。他と差が出てくると違いますが、北野学区やら、いろんところで使っておられるところの学区と比べたら。この料金はコミセン並みに下げるという方向で話をされているんでしょうか。夜も9時には片づけを終わって出なければなりませんけども、10時までというふうなことで話になっているんでしょうか。コミセン並みに話が協議されているのでしたらですが、今その調整をしていますでは、ちょっと答弁としてこれ、このまま、そうですか、よろしゅうお願いしますわとは言えませんわ。どういうふうになっているのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 野並議員の再質問にお答えしたいと思います。3点ご質問をいただいていたと思います。

まず、1点目の負担率2分の1の関係でございますけども、本市の保育園の保育料を見ますと、保護者負担は一般財源の55%から60%ぐらい、総計いたしまして、それぐらいの率になっております。これを参考にしますと共に、平成20年度の学童保育所保育料の改定時の負担率2分の1というのがございますので、それを総合的に判断しまして、保育園より低い負担率2分の1を採用させていただいたところでございます。

次に、2点目に子ども教室の有料化の関係で、内容が何も変わらないのにというご意見でございます。確かに現在の子ども教室と来年4月以降の子ども教室の内容は変わりませ

んし、施設面でも確かに学童保育所より若干劣るところがございます。学校の特別教室を利用しておりますので、そのような結果となっております。しかし、子ども教室の運営につきましても、人件費等かなりのコストがかかっております。また、来年度から学童保育所の方針転換によりまして相当の財政負担が生じることとなります。この財政負担を少しでも軽減したいという思いから、子ども教室の保育料をできるだけ今後の学童保育所の施設整備経費に充当したいということで、今回の子ども教室の有料化に踏み切ったところでございます。

3点目の季節保育料の算定でございますけれども、かなり細かくなりますけれども、また繰り返しになると思いますけど、もう一度お話をさせていただきたいと思います。フリップのほうでは293日という数字が出ておったんですけども、その考え方が若干違うようでございます。もう一度答弁させていただきます。

まず、学童保育の保育料、月額1万円につきましては、すべての入所児童が通年保育を受けると想定して、ならして平均化しまして計算した金額でございます。ご承知のように通年保育は学校の放課後ですので半日の保育となっておりますし、季節学童につきましては学校の休業期間中ですので1日の保育となります。そこで、季節保育の1日の単価を算出するには、月額1万円、年額12万円になりますけれども、これを半日単位なら幾らになるのかということをもとに算定する必要があります。1年間の全保育日数につきましては、平成21年度では240日でございます。1年間の全保育日数は240日でございます、このうち53日が季節学童の保育日数でございます。そこで、半日単位に置きかえるためには240日に53日をあえて加えまして、293を分母として、単位としまして12万円を割っております。その結果、出た数値は409.56円となっております。したがって、季節保育は半日ではなく1日保育となりますので、この409.56円の2倍の金額、819.12円を季節保育の1日当たりの単価としたものでございます。ということで、積算根拠は適正であると考えてございます。

それと、他市の積算根拠を調べたのかということでございますけれども、調査はいたしておりません。本市独自の算定でございます。ちなみに他市の保育料でございますけれども、夏休みだけをとらまえますと、7月の終わりごろから8月いっぱいでございますけれども、野洲市は2万3,000円になります。これは学童の方でございます。草津市は1万5,000円でございます。栗東市は学年によりまして違いますので、低学年は1万4,000円、高学年は1万7,000円でございます。ところが、守山市の方は2万1,000

円、甲賀市も2万1,000円となっております、守山市、甲賀市さんとは2,000円ぐらいの差であるということでございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） ただいまの野並議員からの再質問にお答えを申し上げます。野洲市文化ホール条例の一部を改正する条例に関する再質問でございます。

もともと文化小劇場の施設規模が他のコミセンのホールとはそれぞれ大きさが違いますし、機能も違いますので、他のホールとの均衡ということもございます。そうした観点で、管理運営はどこが適しているのか、それぞれその場合の料金と利用時間の設定をどうすべきかと、こういうようなことも調整をしていきたいと、このように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 58号の料金の設定の考え方は何かちょっと考え方的にずれがあるなという思いをいたします。4万円からになる季節保育、かなりの高額になります。毎日預けたいけれども、9,000円の保育料で高い。そしたら、長期の休みだけでもという部分もあるんですよ。要は保育料の金額が、やはり今賃金がどんどん減っていますから、パートぐらいで働いておられる方にとつたらかなり高額な保育料になりますから、夏休みだけでもという、そういう方々にとってはこの金額は非常に高い。10割、9割、7割、2割という減免制度を設けられておられるんですけども、しかし、やはり基本ベースが高いと、そのボーダーラインの人にとってはやっぱり高くなる。

私は本来、放課後かぎっ子になる子どもがすべて安心安全な健全育成を図っていく学童保育に入所ができるというのが絶対だというふうに思うんです。費用が高くて入れない。要は貧乏人の子は結局そこら辺にほったらかしというふうな、そんな事態にならないように、こういう部分は福祉のサイドとして考え方を持っていないとあかんと思います。妥当な金額というのか払える金額というのか、そういう部分を考えないと、一律的にこういう金額を出されていくというのは、これはどうかなというふうに思います。私の部分のこのベース、2万1,600円ぐらいのこの金額ぐらいが私は妥当やというふうに思います。またそれぞれの常任委員会で議論をしていただけたらと思います。

文化ホールのこの改正を今言われましたが、今の答弁を聞いていますと、大きさとか機

能が違う、文化事業団に委託をするのでということと言われると、みんなが他のところで使っているコミセンのホールよりも高い料金設定になるのと違うかなという、私は今直感的に感じたんですけども。そうでなかったらそんな答弁されませんよね。今折衝されている内容が、もう一つ高いレベルの料金設定で連合会と話をされているんですか。そうでなかったら、私、そんな大きさとか機能が違うとかいうふうなことをおっしゃらなかったというふうに思うんですが。大きさ、機能が違うのは当然です。けども、使われる市民の皆さんは、ホールとして行政が使えると言わはるのやから。今のコミセンのままでいさしてくれと言うてはるのを、いや、あんたら、のいて、あっちを使いと言うてるのに、金額が高くなれば、それは私は公平な市民への対応ではないというふうに思いますけども。そこら辺をちょっと担保をとらんと、私は終われませんわ。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

学童保育に関しましては、私が就任する前は、市といますか教育委員会と保護者会は全然話し合いができない状態になっていました。というのは、学童保育で受け入れられないということで、放課後子ども教室で4年生以上はということで、展望がないということで全く話し合いができない状態でした。一応学童保育につきましては、保護者会がわりあいきちっと整備をされているといますか組織をされておりまして、各学区の代表者と全体の代表者で話し合う場があります。何回も話し合いを続けさせてきていただいて、基本的には今評価いただいたように、今後、野洲市はご要望のある放課後子ども教室やなくて学童保育でいくということで整備をしました。

その中で、保護者会からの提案で、必要な経費だったらきちっと持つのでという、まずそれがありません。自分たちも負担するのでできるだけきちっと整備してほしいと。それはお約束しますと。ということで、その矛盾を抱えていた、本当だったら子ども教室で打って出るのであれば、1年生から6年生まで子ども教室というサービスが要るんですが、それはさっき部長が言いましたように施設もスタッフもとても対応できない。ということもう限界に来ているわけです。そういうことから整理をしたわけです。料金につきましてもある程度負担をしてもいいとおっしゃった中で話し合いを続けさせてきていただいて、今回に至っております。ですから、詳細な話し合いの、直近は知りませんが、決して値上げをしようとかそういうことじゃなしに、将来を展望した仕組みづくりの中で出てきた料金体系だというふうに考えております。

それと、文化小劇場につきましては、現行は全く保証するつもりです。ですから、コミセンのホールとして使っていただくということなのですが、今話し合いの中で、コミセンのホールとしてはやはり今の文化小劇場は大き過ぎる、使いにくい。ですから、あれだけの施設を使うのは年間数回しかないという話をむしろ自治会の学区の方からいただいております。ですから、学区が使われるについては全然問題ないという形の料金体系とか使い勝手を考えようと思っております、そこをどうするか。

それと、今、学区から提案があるのは、一番最上階にある視聴覚室が100人以上が入るので、むしろ100人余り入るそのホールを、少し他のコミセンが随分いいようになっていますから大きいのですけれども、野洲コミセンの中ホールといいますか大ホール的な位置付けにしてもらって、ごくまれに小劇場を使うという形の方がいいのではないかとこの提案をいただいているので今はっきり答えられないわけで。開館時間とか料金体系につきましては、別のコミセンあるいは今の野洲コミセンで使っているのと不利な条件になるような形にはならないようにしようと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、議第67号から議第73号までの各議案に対する質疑を行います。

第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、議第67号一般会計補正予算（第5号）について質問を行います。本補正予算案の特徴は、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び緊急雇用創出特別推進事業に基づくものが主であります。補正予算書を見ますと、経済危機対策臨時交付金では、国の補助金2億5,135万6,000円に加え、県補助金、起債及び一般財源を含め、14事業で総額5億5,109万円であります。一方、緊急雇用創出事業では事業費2,917万7,000円であり、12事業26名の雇用であります。以上が本市における概要ですが、この問題につきましても根本的な問題としましては、そもそもこの国の経済対策は麻生自民党内閣が進めてきた大企業優遇と、過日行われました衆議院議員選挙目当てのばらまきであり、将来にツケを残し、その財源を消費税増税に求めることに道を開くものであることは明らかであります。言うまでもなく、このような進め方は30日投票の衆議院選挙でも国民から審判が下っています。

それはそれとしまして、このように根本的には問題点がある緊急経済対策及び雇用対策ではありますが、財政支援として設けられた今回の交付金が、補助目的である経済対策と

雇用対策において本市で有効な事業実施がされるかどうか現時点では問われなければなりません。そこで何点かお聞きいたします。

1点目には、市が本事業を行うにあたりまして、地元野洲市での経済効果、雇用効果が基本にされなければなりません。経済危機対策臨時交付金では、先に言いましたように14事業5億5,109万円ですが、このうち地元野洲市の商工業者への地元発注される事業名及び事業額についてどうなっているのか、どう考えられているのかをお聞きしたいと思います。

2点目に、具体的な事業であります。本事業14事業の中には、小学校、幼稚園、保育園の改修事業及び中学校の改築事業などは、それは結構だと思います。しかし、考え方はいろいろありますが、先ほど申し上げました低公害車6台購入や三共製薬敷地における埋設農薬無害化処理事業などについては、一般論としては一見必要な事業のようにも見受けられますが、今回の国の補助事業の目的に沿って考えるならば、地域活性化及び経済危機対策事業としては有効なのかどうか。その点、この事業を行うとされた理由、目的、効果などについてもお聞きしておきたいと思えます。

3点目に、2点目の質問に関連しますが、国の交付金で効果的な経済対策を行うことは先に言いましたが、この交付金につきましては、市内中小業者からも強い要望のある、例えば住宅リフォーム制度など、今、市民及び市内中小工業者から求めるそういう事業についても組み込むべきだったと思えますが、本交付金の補助対象にはメニューは多岐にわたります。制度実施は可能であったと思えますが、これらについてもどのような検討をされたのかお聞きしておきたいと思えます。

最後、4点目に、緊急雇用創出特別推進事業であります。これは12事業26名の雇用で2,917万円です。これにつきましても一見もっともものような雇用事業名実施が提案されていますが、基本点ですべての事業について雇用は臨時職員、しかも今年10月1日から来年3月末までの6カ月間の雇用であります。私はこれで本当に今日大変な雇用実態の中で、本来行うべき安定的な雇用創出に効果があるのかどうか、この点、市はどのように認識されているのか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 議第67号平成21年度一般会計補正予算（第5号）に対します小菅議員からのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の地域活性化・経済危機対策臨時交付金関連事業に係ります市内業者への

発注の件でございますが、市内に競争に付す業者がない事業は、対象企業に補助いたします埋設農薬等無害化処理事業のみでございます。

次に、2点目の経済対策としての事業効果等のご質問でございます。公用車につきましては、もともと既に関替の時期が到来をいたしております公用車につきまして、経済危機対策の中で地球温暖化対策メニューもでございます。市の環境保全施策にも対応をいたしておると考えております。また、埋設農薬無害化処理事業につきましては、今後の安全を確保するためにも早急に埋設農薬の最終処理の実施が必要となっております。本事業は、過去の経緯の中で行政が一定支援すべき事業となっております。また、今般の地域活性化・経済危機対策の安全安心の実現の事業に適合することとなります。滋賀県との調整の結果、補助事業として計上できる見込みが立ったために取り組むものでございます。

3点目のリフォーム助成制度でございますが、現在の景気後退は建設業に限られたものではございません。地域経済の振興策といたしますには実施効果が薄いのではないかと考えられます。また、地元商工会からの要望もございませんので、同制度の創設につきましては考えておりません。

4点目の緊急雇用創出特別推進事業につきましては、滋賀県緊急雇用創出特別事業の一環といたしまして、現下の雇用・失業情勢にかんがみまして、滋賀県緊急雇用創出事業基金を活用して、離職を余儀なくされました非正規労働者、中高年齢者の失業者に対しまして、次の雇用までの短期の雇用、就業機会の創出、提供をする等、事業を実施するものでございます。この事業は安定的な雇用創出を図るものではなく、あくまでも臨時職員として一時的に雇用することによりまして、この雇用期間内において自らの次の職に結び付けていただくものでございます。なお、県におきましても6カ月以内の雇用と規定をされております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 本日は提案をされまして、議案質疑ですので、最後の討論、採決はないんですけども、私自身決して反対の立場から今質疑しているんじゃないんで、総論としては、これはこれでいいと思っているんです。一般論としては、先ほど言いましたようにいいと思っているんですけども。麻生内閣の動機はともかく、2億5,100万円が野洲市に配分されたと。しかし、配分されたからには、本当にこのタイトルのように地域活性化、経済対策、これに有効に使わなければならないと思うんですね。今、答弁をお聞き

しますと、埋設農薬、この三共の事業所の件ですね。これ以外は基本的に地元に着るといふか、そういう答弁でしたね。基本的にほとんど地元の対策なんですね。それは結構だと思ふんですけども。

それで、さっき言いましたように、今回の経済危機対策臨時交付金の使途、事業例といふますか、これは当然市長をはじめ市当局はご存知やと思ふんですけども、かなり幅広ですよ。今言われました地球温暖化対策云々に関する問題とか、少子高齢化社会への対応とか、安心安全の実現、あと、その他、今回も提案されておりますが。大まかに4点ぐらいあると思ふんですけども。今、本当に暮らし、経済、雇用等々大変な中で、先ほどリフォーム制度も言いましたが、例えばこういうこともあるんですけども、この間本市でも大きな問題となっております就学援助、それに対する使い道とか、幼稚園保育料の軽減とか、そういうことにも使用は可能とお聞きしているんですけども。

言いたいのは、そういうことも含めて、それと、先ほど住宅リフォーム制度、要望がなかったようなことを言われましたが、商工会と議会常任委員会との懇談会の場でも、会員の皆さんからぜひ実施してほしいという声は出ていますよ。公式の場に出ていますよ。だから、そういうことも含めて、本当にこの国の2億5,100万円が市民あるいは市内の中小商工業者、あるいは先ほど言いました少子化対策等々を含めてどのような検討がされてきたのかちょっと疑問に思っているんですね。だから、結論としてはこのメニューが出ていますが、いま一度議論経過を、ぜひ今言いました住宅リフォーム制度も含めて、検討されたかどうかお聞きしておきたいと思ひます。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員の臨時交付金に関する再質問にお答えをさせていただきます。臨時交付金につきましては、今も議員おっしゃったように、ばらまきとかいろいろ議論がございましたけれども、自治体はどこも財政が厳しい状態ですので、むしろばらまきというよりは、やはり自治体がきちっとそれを政策的に検討して生かせれば、決してばらまきにならないというふうに私は当初から思っております。あの議論は自治体、これは私たち市長部局、議会を含めて誤解を持っている発言、ばらまき発言というのは誤解のある発言だというふうに思っております。議会と執行部がきちっとしていれば、その貴重な財源をきちっと使えるということでございます。

今回野洲市につきましては、これまで課題となっていた事業、特にやはり子育てですとか教育とか安全、そういったところに充てるということで考えています。ただ、これもご

批判されているように一時金でございまして、その継続的な制度に支援するとなると、あとの財源が担保されておられません。ですから、今ご提案があったような長期にわたる事業には充てるにふさわしくなくて、今回、景気浮揚あるいは教育、子育て支援の基盤を形成するような事業に優先的に充てるという観点から予算を組まさせていただきましたところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 私も市長と全く同感でありまして、同感というのはばらまきについての見解は多々あるかもわからないですけども、先ほど言いましたように、国の交付金として2億5,100万円が交付されたからには有効に市民の立場で事業決定をするのは、これは当然のことだと思うんですね。もともとの考えがだめだから2億5,000万円をええかげんなことに使えとは全然言ってないわけでありましてね。それは当然のことだと思います。しかし、2億5,100万円を有効に使うのであれば、慎重な議論、検討がされてきたのかどうか。だから、余り細かいことはお聞きしませんが、住宅リフォーム制度は例えば選択の視野にあったのかどうかとかですね。

それと、先ほど条例の改正のときにも言いましたように、しからば今懸案となっていた風呂の修繕、約2,000万円ですか。それと、B&Gのプールも修繕が必要と聞いておりますが、そういうことは選択というか検討に議題にも上らなかったのかどうか。私は全く上らなかったと答弁されるとすれば、それこそ先ほど言いましたように、税金の使い方のあり方、市政のあり方がやはり問われていると思うんですよ。だから、そういう意味から、もう一度議論過程の中で今言いました件について検討されたのかどうかお聞きしておきたいと思います。

それと、最後に雇用の問題で1点だけお聞きしますが、安定雇用創出というよりも、一時雇用してその次につながるものだと言われましたが、結果としてはそうなっているんですけども、やはりそれがいいのかどうかは、補助金が来たからそれは当然実施しますが、それでよしだけで仕舞うものじゃなくて、誠にこういう形でつないでいいのかどうかというのは、やはりだめなら、大きな問題となっております労働基準法や派遣労働者法の改正、改善について、市は市として国に私はきちっと申し入れをしなければ、その意思を表明せなだめだと思いますよ。この点についてもどう考えておいでなのかを聞いておきたいと思います。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 小菅議員の再々質問にお答えをいたします。

臨時交付金の使い道につきましては、先ほど申し上げましたような考え方もって慎重に検討しておりますので、あとのご検討は議会の方でご審議いただければというふうに思っております。こちらとしては慎重に検討しております。

先ほどふれあいセンターのお風呂につきまして申し上げましたように、最低で給湯設備だけでやっぱり二千数百万かかります。そして、やはりバリアフリー、そして、今回本当にきちっとやるのであれば管理の人も置いてということで、ぱっと見たときに1人、2人入っておられるお風呂に、開けている時間、きちっと男性、女性共通でいくのかは別として監視の方も置くと、そういったことの経費を考えますと、とてもこれからの野洲市として維持できる施設ではないという判断をいたしました。

それと、B & Gのプール、これにつきましても前から申し上げていますように、あの施設のために年間1人の常勤職員を張り付けるということになっております。施設も老朽化しております。夏季だけは地域の方が使っておられる。なぜかという、子どもたちの夏休みのプールにということ。そうしますと、あの近くの子どもさんたちはあそこが使えるか知りませんが、今、学校は夏休み、プールがもう使えないといいますが、今回、三上小学校でのプールも修復はしますけれども、管理とか運営の面でもう夏休みのプールがなくなっています。それよりは今後、今、教育委員会に指示をしておりますけれども、今使われていない夏休みの小学校のプールがもう一度従前のように使われるような仕組み、これは保護者あるいは教員だけの負担ではなかなかたないと思いますから、やはり各地域で夏休みプールが使えるような形へ持っていく仕組みの中でやる方がよりいいのではないかと、今回そういう判断に至ったところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 暫時休憩をいたします。

（午前10時33分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先に政策調整部長から発言を求められておりますので、これを許します。政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 先ほど答弁申し上げました第1点目の内容につきまして補足を申し上げたいと思います。1点目の地域活性化・経済危機対策臨時交付金関連事

業に係ります市内業者への発注の件についてでございます。競争入札には付しますが、結果、必ずすべて市内業者に落札されるかといったこととは別の話でございますので、申し添えます。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 次に、議第74号から議第86号までの各議案に対する質疑を行います。

第2番、野並享子君。

○2番（野並享子君） 議第74号平成20年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について質問いたします。

20年度決算は山崎市政最後の予算編成を10月の市長選挙で山仲市長が引き継ぎ、事業をストップさせた内容も含まれています。さらに、20年の秋のアメリカからの金融破綻が世界中に広がり、一番落ち込んだのが日本でした。年末には首都東京で派遣村ができ、非正規雇用の方々が仕事も住居も失うなど、日本のセーフティーネットがずたずたになっていたことを露呈しました。このような現状をつくり出したのが小泉内閣以来の構造改革、官から民へ、規制緩和、三位一体改革など、強い者が生き残る体制がつくり出され、格差が広がり、現在に至っています。

このような自民党政治を終わりにしたいという国民の大きな声が、今回行われた総選挙で民主党308議席、自民党119議席という状況で、自民党政権が退場することになりました。日本共産党は建設的野党として、民主党政権に対して、よいことは協力するが悪いことにはきっぱり反対、問題点を正すという国民という立場で、国民の利益に立って積極的に働きかけ、現実政治を前に動かすために奮闘します。

さて、野洲市の20年度決算は、19年度決算と比べ、個人市民税は800万円ふえ29億3,600万円ですが、逆に法人市民税は10億700万円減り、10億4,200万円と半減しています。地方譲与税がマイナス300万円、地方消費税マイナス4,200万円、地方交付税マイナス9,800万円、地方特例交付金プラス4,800万円であり、プラスマイナス約1億円のマイナスになっています。大手企業の急激な落ち込みで法人税がゼロになり、予定納税されていた法人税を還付するために減収補てん歳を9億5,000万円発行するなどして切り抜けています。さらに、三位一体改革で地方交付税の削減や交付金の削減など、厳しい財政となっています。国に対して税源移譲を強く求めるべきですが、見解を求めます。

輸出企業に依存している地方自治体は、その企業の営業方針に大きな影響を受けます。先日の報道では、シャープ亀山第1工場の生産設備を中国の企業に売却する。大手企業はもうけるためなら生産拠点を簡単に移していきます。野洲市でも日本IBMで経験済みですが、国内で消費を求める内需を重視した企業なら安定的な法人税の確保につながることを今回も経験しました。企業誘致は吟味が必要ですが、見解を求めます。

20年度決算は予算審議のときに指摘したことが多々ありました。

1点目は、北比江の有隣館の建て替えのための用地代5,000万円と設計委託費1,500万円と造成費2,100万円、今後の建設は2億円と答弁されました。質疑で第2種社会福祉施設の隣保館の補助金を受けることになっているが、近江八幡市では隣保館の用途廃止を国に求め、隣保館条例も廃止した。野洲市では廃止でなく、新たに建て替えるという逆行した内容になっていると指摘しました。設計委託された内容を見ると、近くのコミュニティセンターと同じような施設になっており、本当にこれだけの施設が必要なのか質問しました。こうした中、計画は凍結された状況となっています。地元の方々からは有隣館の建て替えでなく、現施設の場所に自治会館建設などの要望として出されています。もっと地域住民の方と話し合われておれば、1,334万円の設計委託費は必要なかったのです。この点についてどのように考えておられるのか、また、今後どのようにされるのか見解を求めます。

2つ目が、個人施策について、平成20年度が中間見直しで可能なものは見直しを検討すると答弁されました。この20年度でどのような見直しが行われたのかお尋ねします。また、22年度は同和対策基本計画の期限になっていますが、この期限内で適正に処理をしたいと答弁されています。あと1年ですが、同和行政を終結させるための進捗状況はどうなのか、答弁を求めます。

20年度は手数料を200円から300円に、1.5倍に引き上げました。決算では500万円の増収になっています。この手数料を上げる理由は、長い間上げなかったからと答弁しました。そして、647万8,000円の給与を基準に5分間の仕事の手数料として積算したという根拠を出されましたが、積算根拠もつじつま合わせと考えますが、見解を求めます。

また、当初予算では、中主商工会に対して毎年2,000万円、総額1億円を出す中小商業活性化補助金の問題があります。商工会でも内容に対して異論が出ているにもかかわらず、債務負担行為の提案と2,000万円の補助金の予算化でした。共同店舗交渉は順

挫し、予算の執行はありませんでしたが、当初予算に上げることに問題がありました。

さらに、決算では、街路事業費の中に委託料として3,285万円ありますが、駅前周辺整備事業の設計委託費は、当初予算では2,700万円でした。市民の声も十分聞かず、コンサルの描いた絵を実施しようとしたことにも問題がありました。これは現在凍結状態ですが、今後、市民の声を聞き、駅前周辺整備をされることを求めたいと思います。

次に、議第75号平成20年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質問いたします。

平成20年度決算は、後期高齢者医療保険の導入に伴って75歳以上の高齢者が別立ての保険制度になり、国保税で世帯割を払い後期高齢者保険で世帯割を払うという特定世帯に対して国保税の世帯割を2分の1にすることや、国保税を年金から天引きすることや、保険税を引き上げることが行われました。また、資産割の廃止が行われ、税の二重取りと言われた問題を解決することができました。

しかし、保険税の最高限度額が56万円から9万円下がり47万円になりましたが、後期高齢者の負担分が12万円新たに加えられ、プラスマイナス3万円の引き上げで59万円、さらに介護保険料9万円で、68万円が最高限度額となりました。所得割は0.7%下がり5.4%にしましたが、後期高齢者の負担分が新たに1.9%あり、プラスマイナス1.2%の引き上げで7.3%、均等割の医療分は5,000円引き下がり、後期高齢者で新たに7,400円の負担で、結局は2,400円の引き上げとなりました。世帯割の医療分は4,000円引き下がり、後期高齢者で新たに6,100円の負担となり、2,100円の引き上げとなりました。ここに介護保険分が加わり、所得割は変わらず、均等割、世帯割を合わせ2,100円の引き下げとなりました。当初予算の説明で、医療分と後期高齢者支援金と特定健診費用の増により、調定額で1人平均1,832円の引き上げになると言われましたが、実際は幾らの引き上げになったのか明らかにされたいと思います。

20年10月から国保税も年金天引きが実施されましたが、何人の方が天引きになり、何人の方が普通徴収なのかお尋ねいたします。

20年度から後期高齢者医療保険も導入され、また、健診も特定健康診査に変わり、いわゆるメタボ健診になりました。この健診受診率が低ければ、さらに、メタボ健診による改善率が低ければ、特定保険料の加算というペナルティがつくことになっています。野洲市の場合どのような実態になるのか説明を求めます。

さらに、健診の費用もこれまでは国、県、市町村が3分の1ずつ負担してきましたが、基本健診が廃止され、実施主体は国保に移りました。市町村分は国保会計から出すことになりました。当初予算で5,900万円でしたが、決算で3,378万円となっています。これはどのように分析されているのでしょうか、お尋ねいたします。

また、特定健診の負担金は国から465万円、県から465万円であり、これまでの負担金の割合より国保会計からの持ち出しが多くなっています。国保税の引き上げにつながると思います。国に改善を求めるべきですが、見解を求めます。

議第76号平成20年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質問いたします。

平成20年度から国民の反対を押し切って導入された後期高齢者医療保険制度は、参議院で廃止の法案が可決されています。75歳で区切り別立ての保険制度になったことに高齢者の反発を受けています。さらに、無収入の人からも保険料を徴収することになりますし、これまで社会保険の扶養家族で保険料を払わなくてもよかった人からも保険料を年金から天引きで取ることになりました。保険料を減額したり、徴収を延ばしたり、年金天引きと銀行引き落としと普通徴収の選択ができるようになったり、いろいろ後出しで対策がとられ、実施主体である末端の実務は大混乱しました。また、保険証も薄っぺらく、命の軽さを感じられた方もおられました。

健診もこれまでの普通健診から特定健診になり、それぞれの保険が実施主体になりました。後期高齢者医療保険の特定健診は慢性病のある方は除かれます。市町村が実施している脳ドックなどの補助も受けられなくなり、早期発見、早期治療の保険事業のあり方からも排除されており、高齢者は早く死ねと国から言われているように感じておられます。このような後期高齢者保険制度は廃止しかありません。

20年度当初予算の審議で明らかにされたのは、対象者は4,316人、そのうち年金から天引きされる特別徴収は300人、年金が月1万5,000円以下の普通徴収になる方が1,500人、これまで社会保険の扶養家族だった人が900人とされていました。決算の実績報告書では4,274人、法第50条第2号適用224人、合計4,498人となっていますが、決算書では120万円収入未済となっています。何人が未納で、所得階層を明らかにして下さい。

さらに、1年間滞納した人は資格証明書になり、窓口で10割払わなくてはならず、保険扱いはできなくなります。現在何人がこのような状況なのか明らかにされたいと思います

す。国保も同じですが、資格証明書の発行はやめるべきです。見解を求めます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） ただいまの議第74号平成20年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について野並議員からのご質問にお答えを申し上げます。

1点目の税源移譲の国への要望の件についてでございます。既に市長会を通じまして、真の地方分権のための都市税財政改革を実現するため、税源移譲による国、地方の税源配分5対5の実現を図ること、また、地方交付税総額の復元、増額を継続し、財源保障、財源調整の両機能を強化することにより地方の財政自主権を拡充するよう、国に対し強く要望しているところです。

次に、企業誘致についてのお尋ねでございますが、経済がグローバル化いたします中、今日、日本の製造業も非製造業も日本国内だけのマーケットに固執するのは現実的でないと考えます。市の企業誘致の方針は、日本IBMを誘致いたしました総合的な実績を踏まえまして、新たなIT産業の集積を図ることでございます。いわゆる進化する拠点は国内に残していただくという考えで誘致活動を行っており、直近の例では、先端技術でありますオムロンのメムス技術、京セラの太陽光パネルのセルは、野洲が世界の拠点と1つとなっております。

次に、手数料の積算根拠の件につきましては、本市の財政健全化計画の中の受益者負担の適正化を図る方策の1つとして定めました手数料の見直し方針に基づき、各種手数料の原価計算を行った結果から求めた改定額でございます。このことから、適正な改定であったと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 野並議員の議第74号平成20年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についての、まず、有隣館関係についてのご質問にお答えをさせていただきます。

有隣館の建設につきましては、施設の老朽化、また耐震化などから、旧中主町からの懸案課題でございます。そして、合併協議でも位置付けられました計画でございます。ご指摘の地元調整でございますが、建て替え計画について自治会や施設整備検討委員会で協議を行ってまいりましたが、施設整備内容につきまして詳細にわたり十分な詰めができ切れていなかったことと考えております。昨年度の設定委託費につきましては、平成21年度

の建設に向けての必要な建築業務として支出をしたものでございます。現在、見直し案につきまして、地元自治会や検討委員会で再度ご検討をいただいているところでございます。地域の方々や周辺自治会など幅広い利用を目的に効率的な活用が図れるよう新たに建設するものでございまして、現存機能を維持する形で整備するものでございます。

続きまして、同和対策の個人施策についてのご質問にお答えをいたします。

平成18年度を初年度としました5年間の野洲市同和対策基本計画・実施計画に基づきまして、同和対策の各施策・事業を執行しているところでございます。その中間年にあたります平成20年度には各事業の所管課へのヒアリングを実施いたしました。中間見直しの対象項目及び方向性を検討いたしました。また、数回にわたる同和対策推進本部の小委員会及び本部会議でも協議を行ってまいりました。そうした中で個人施策の見直し方針を検討してまいったところでございます。現在、同和対策実施計画における個人施策につきましては、事業対象の両地区との協議調整を進めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 議第74号平成20年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、私の方から野洲駅周辺の整備に関しましてお答えをさせていただきます。

ご指摘がございました野洲駅周辺地区都市再生整備事業を進めるにあたって市民の声を聞き駅周辺整備をされることを求めますとの見解でございますが、今後も引き続き多様な市民の意見をオープンに聞きながら、実現に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、議第75号、野並議員の国民健康保険事業の特別会計決算についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目の1人当たりの国保税調定額につきましては、平成19年度で8万4,035円に対しまして、平成20年度は9万1,746円となっており、1人当たり平均では7,711円の増加となっております。

これにつきましては、75歳以上の比較的低所得者であった層が抜けたことにより、計算上の1人当たり平均賦課額が上がっていることが想定されますが、平成19年度と20

年度では制度改正のため同条件での比較が困難であり、純粋に税率改定による影響がどの程度出ているのか、現時点で詳細については把握できておりません。

2点目の年金からの特別徴収についてのご質問につきましては、平成20年10月の特別徴収開始時点において、国保の課税世帯総数6,800世帯のうち、65歳以上の年金特徴可能世帯が1,294世帯でございました。このうち実際に年金からの特別徴収となったのは291世帯で、残り1,003世帯につきましては口座振替等による普通徴収となっております。

次に、特定健診の受診率についてのご質問でございますが、平成20年度から新たに始まった特定健診につきましては、平成24年度の市町村国保での受診率達成目標が65%となっております。野洲市では段階的に目標を達成していく計画で、平成20年度の達成目標を40%としておりました。平成20年4月1日時点の特定健診対象者8,129人に対する受診者数は3,346人で、単純計算での受診率は41.16%となっております。ただ、本来特定健診の対象とならない療養施設入所者や年度途中の加入・脱退者等につきましても希望に応じて受診券を交付しておりましたので、受診券交付総数9,057人に対する受診率で計算をしますと36.94%となったものでございます。

最終的に国の求める数値は、健診対象者と受診者双方から年度途中異動者等の除外対象者を除くこととなっており、また人間ドック受診者などは今後特定健診受診者として加算できる人数も想定されることなどから、今後の精査により確定受診率は変動すると考えておりますが、いずれにせよ平成20年度の実績としては、ほぼ目標数値どおりの40%前後に落ちつくものと考えております。

次に、特定健診等事業費当初予算額5,908万円に対しまして決算額が約2,500万円の減額になっている件につきましては、当初予算編成時点での健診費用を平成19年度の生活習慣病予防健診並みの単価1万1,200円で、また受診率につきましては50%の想定で見込んでおりましたが、最終的には基本的な健診単価が約8,600円、受診率が40%であったことなどから、健診委託において約2,300万円の不用が生じたことが主な原因となっております。

また、特定健診の費用負担につきましては、基本的に国、県、税の3分の1ずつで、これまでの健診と同じですが、国の想定している健診単価は64歳未満で5,280円、65歳以上につきましては全員が介護保険の生活機能評価を受診する前提で差額分2,640円となっております。これは、実際の契約単価よりもかなり低く、また、65歳以上の

生活機能評価につきましては大半が受診対象者とはならないことなどから、現実とは乖離した単価設定と思っております。

そのため、制度の開始以前から多くの市町村が単価の見直しを求めており、本市におきましても担当課長会議等で要望をしてきたところです。引き続き関係機関等を通じて国に強く要望してまいりたいと考えております。

続きまして、議第76号、後期高齢者医療特別会計決算についてお答えを申し上げます。

後期高齢者医療保険料の未納状況につきましては、平成20年度決算時点での滞納者は平成21年3月末、被保険者4,498人に対し24名、調定額が2億6,253万8,895円に対し、未納額は120万29円、そのうち不動産の譲渡所得により保険料の高い人、お二人で約55万円が含まれております。所得階層別では、総所得金額がない人、ゼロ円の人が10名、100万円未満の人が5人、200万円未満の方が4人、300万円未満の方が2人、300万円以上の方が3人となっております。

次に、資格証明書の発行につきましては、長寿医療制度での安定的な運営と保険料負担の公平性を保つためにも資格証明書の交付は必要であると考えております。しかし、1年間滞納すれば、即資格証明書の交付となるわけではありません。滋賀県後期高齢者医療広域連合での取り扱い基準では、まず有効期限から6か月の短期被保険者証を交付し、滞納状況の改善が見られない場合は、さらに3か月の被保険者証を交付することとしております。本年8月の被保険者証更新時に県広域連合の基準で短期被保険者証交付対象者とされた被保険者は12名でしたが、納付相談を実施、分納による納付等を約束された被保険者に対しましては一般被保険者証を交付した結果、8月の更新時点で短期被保険者証を交付したのは6名であります。現在は5名となっております。

資格証明書の発行は保険者である滋賀県後期高齢者医療広域連合が決定するものでありますが、低所得者には資格者証の交付を見合わせるなどの措置も検討されており、発行に際しては関係者などで構成する交付に係る審査の場を設定し、関係者からの聴取等も行った上で資格証明書交付の判断を行うこととしているところであります。

市町においても、滞納状況だけでなく、生活実態についても可能な限り調査し、その調査意見を広域連合の審査の場に反映されるよう努めていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 税源移譲は本当に強く国に求めていっていただきたい。やはり税

金の使い方そのものを根本的に変えていかないと、末端のところはすべてしわ寄せが来て、今回のような10億円削減をするという、その大もとにあるのもやはり国の三位一体改革や、そういう形できちっと税源移譲がされていない点、また、この間、先ほど言われた保育料の部分も公立の保育園に対しては国からの交付金もなくなり、全額市が負担をするというようなそういう仕組みそのものが全体的に地方にしわ寄せが来ているということがいろんな意味で地方自治体の財政が大変になっているということです、やはりもっときちりと地方自治体に負担がかからないような形で求めていくべきだというふうに思います。

先ほど言われた企業誘致の部分、1つの産業に偏ると、その産業がだめになれば野洲の税収入が本当に不安定になってきます。だから、やはり企業誘致そのものは多産業、さまざまな、昔から言われた風が吹けばおけ屋がもうかるというね。いろんな形で回っていきけるような、そういうふうな部分にならないと、風が吹いただけで倒れてしまうというような、そんな部分にしていったらだめだというふうに思いますので、多産業で全体的に税収が図れるような、そういう部分を私は考えないと、新たなIT産業の集積なんて言われると、本当にまたIBMのような経験を生み出すようなこと、また、先ほど言いましたようにシャープの亀山工場、かなりシャープ、シャープと言うて、すごく視察に行かれたところもたくさんあると思いますけど、採算が合わなければさっさと引き揚げていくというのが企業の考え方ですので、十分にそこら辺は心してかからないとだめだというふうに思います。

北比江の有隣館の建て替えの問題ですが、最後に言われた現在の機能を維持して建設ということは、結局、第2種社会福祉施設の隣保館という形で、人権啓発、地域住民というのが基本にありますので、自治会館とはえらい違いやっだし、児童館ともえらい違い。近江八幡は廃止条例を出してやめてしまって、総合センターからも全部職員も引き揚げて、児童館の建て替えにするとか自治会館の建て替えにするとかいう形で、同和の関係の補助金はもらわないという形で一般施策化していつているんですよ。そういう道をたどらないと、ずっと引きずったままになってしまいますので、やはりこの問題は基本点として変えていかないと私はだめだというふうに思います。いつまでも引きずった野洲の同和行政になってしまいます。今さっき言いましたように、問題点として本当に地域の皆さんと十分に詰められた形でいったならば、これだけの設計委託費というところを、結局1,500万円のお金が、税金が意味をなさないような状況になったわけですね。さらに、今後建

設をしていくということにおいてはまた設計委託料が要るのと違うんですか。この設計委託を出したところで、その業者でもう一遍絵をかいてもらうことができるんですか。この点をお尋ねしたいと思います。

その次の、駅前のこの部分でも委託料として設計委託料2,700万円出しているわけですね。ここの部分で新たに市民の声を聞いて周辺整備をするというときに、この枠内では修正というふうな形でできるんですか。そういったところのご答弁をお願いいたします。新たにまたという形になると、本当に山仲市長じゃなくて、余りにも山崎市政のずさんなことがここに露呈している20年度決算なんです。だから、ここらあたりもどうなっているのか、どういうふうに詰めていこうとされているのかお尋ねをいたします。

個人施策の見直し、両地域と協議しているともう何年も聞いているように思うんですけどね。ずっとどういうふうな形で進捗がされているのか。今年ヒアリングをされて、22年度には出さんならんわけですよ。そしたら、もう来年にはこういう形でやるというのが本当に出るんですか。出してもらわんと、いつまでも協議、協議という形で存続がされるという形になりますので。そのあたりの明確なご答弁をお願いいたします。

国保の会計ですが、この中で今までの健診、私、一般質問でも出しているんですけども、これまで社会保険の扶養家族であった主婦の方々も健診を受けられたんですよ、普通健診で。しかし、これが全部特定健診という形でそれぞれの保険ごとにやる形で、そこまで行かんならん。遠いところまで、社会保険のその組合がここやと指定されたところに行くということになっていまして、非常に市民の健診とか健康とかということが市町村でつかめないという事態に私はなっているんだと思うんです。

そういう中で目標を設定され、単価が、今お聞きしましたら、65歳未満と以上で金額が半分ぐらい、半額。健診の部分が内容が削減されていると思うんです。こういうふうな年齢によって健診項目、単価を変えるとかいうのは、本当に1人の人間として非常に国として失礼なやり方だというふうに私は思うんですよ。一生やはり同じ人間として同じように扱ってもらわないと。後期高齢者も同じですけども、65歳、75歳とかいうて年齢でその人の価値をというのか、そういう部分を変えるというのは、これは大きな間違いだというふうに思いますので。そこらあたりを、本当に単価の見直しというのには1人の人間として平等に扱ってもらおうということを基準に求めていただきたいし、以前、国、県、市町村が3分の1ずつ負担してきたという、やはりここを持っていかないと、国保税の引き上げにつながりますから。それぞれの保険者がやるということになっていますのでね。

やはりこういった部分でも国保税の引き上げにつながらないように、もっと国に求めていくべきだというふうに思いますので、この点のご答弁をお願いします。

後期高齢者医療保険制度ですが、今言われた120万円、24人のこの方々が未納という形になって、6カ月とか3カ月とかいう短期証明書を出して行って、現在5人と言われましたが。この部分が生活実態調査を明らかにして県のところで資格証明書にしていくのか、そのまま短期としてしていくのかという形になると思うんですけども。どういうふうな形でサポートをされるのか。今は短期でいっていますが、法律的には来年の4月からは資格証明書になるということになっていますよね。1年間そういう状況になれば資格証明書の発行というのが法律的にはなっているんですけども。来年も3カ月とか6カ月とかいうふうな形の短期でつないでいくという方向を市として求めていかれるのか。無保険になるということは、これは絶対にしてはならないというふうに思いますので、そのところをご答弁お願いいたします。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） それでは、野並議員の再質問にお答えいたします。3点ほど。有隣館の関係、あるいはまた個人施策の見直しの関係でご質問いただいております。

最初に、隣保館のあり方、有隣館のあり方ということで、近江八幡市の例を挙げていただきまして、廃止等々のご意見をいただいております。しかし、本市の有隣館の建て替えの問題につきましては、これは今までからも申しておりますように、昭和36年からの建設された公共施設でございます。そうしたことで、公共施設でありながら老朽化もしておりますし、しかも耐震化もできていないというようなことで、これは早急に建て直す必要があろうかということで、これは旧中主町からの懸案課題、そしてまた合併協議でも十分協議いただいて承認をいただいた内容でございます。そうしたことで、私どもといたしましては、まずは老朽化している建物をしっかりした建物に建て替えると。そして、もう一点については、議員もおっしゃっていただいたように、社会福祉法に基づきます第2種社会福祉施設を主眼的に置いての建て替えを行おうとするものでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

それから、次に、有隣館事業を進める中での設計委託の関係でご質問いただきました。地元との十分話し合いがなされておれば、そうした設計費も無駄な状況を生まなかったのではないかなというふうなご質問であったと思います。

これにつきましては、20年度におきましては、ご質問いただいておりますように21

年度に建築をするという上での1,334万円、これを必要経費といたしまして、基本設計料を含みまして議会でも議決をいただいたところでございます。そして、その中で見直しをしていくということになりまして、3月の議会におきまして見直しに係ります設計費等の経費でございますが、これを補正予算で提案をさせていただいて議決をいただきました。その中で規模、機能の見直しをしていくということで、地元との話し合いも調いましたので、その分の新たなまた設計費用が要りますので、この補正予算の議決をいただいた中で、特に基本設計費等について399万400円、この部分につきましては明許繰り越しということでご承認をいただいたところでございます。そうしたことで新たに見直しに係る経費が要るのではないかというようなことでございますけれども、明許繰り越し分において今後の見直しの経費、基本設計費を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、新たな経費は設計費に関しての発生は現時点では考えておりません。

それから、もう一点、個人施策の見直しの関係で現在どのような形で進められているのかというようなことでご質問でございます。

個人施策の関係につきましては、以前にもご質問にお答えをいたしておりますように、平成20年度と同和対策基本計画の中間年次におきまして、同和行政全般あるいはまた個人施策の見直しを中間年次にしていくというようなことでのお答えをさせていただいております。そうしたことを受けまして、20年度におきましては、今後具体的にどのような形で個人施策を見直していくのかというような方針案を内部でも本部会を中心に検討をしております。一応この方針案を作成したところでございます。それを受けまして、この21年度、本年度につきましては、今までの各事業の取り組みの全般にわたりまして、こういった達成度の検証をしながら、この見直し案をもとにいたしまして関係団体と今協議を進めているところでございます。

あわせまして、今年度実施をいたします生活実態調査の結果も踏まえた中で、個人施策については見直しを行っていきたいということを考えておりまして、具体的には、平成21年度、本年度中には個人施策の見直しの方向性を決定していきたいというふうに考えておりまして、その中で今年度関係地域の皆さんと調整できた施策につきましては22年度予算に反映をしていきたいというふうなことで現在取り組みをしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、野並議員の再質問にお答えをさせていただきます。

駅前整備に係ります関係でございますけれども、駅前の中心市街地整備計画につきましては、平成19年度に市民代表、商工会、自治会代表を交えて10名で構成させていただきました。基本的な考えをまとめさせていただきました。それをもとに平成20年度で基本設計を発注させていただいたところでございます。これにつきましては、既にご承知のとおり、南口のペDESTリアンデッキとか北口の横断歩道橋の部分も含んでおりましたけれども、どうも我々、若干反省するところもあるのではないかなというふうに考えております。それは何かといいますと、やはり施設に対して拡大志向が非常に強かったのではないかなというところの若干反省する部分がございます。

そして、新市長が就任されまして、幾つかの指摘をしていただきました。まず、財政状況を見極めた果たして計画であったのかどうかということもございました。そして、投資に見合った効果があるのか。いわゆる費用対効果がきちっととれるものかどうかというのがございました。それと、やっぱりランニングコストを意識しているのか。整備は1回切りでございますけれども、ランニングコストは毎年ございますので、後年負担が非常に大きいのではないかと指摘もございました。そして、4つ目は何かといいますと、バリアフリーの観点ですね。ペDESTリアンデッキとか横断歩道橋、それはいいですけども、その至るまでの、終わった後も行き着いたところのバリアフリーの観点が抜けているという指摘もございました。

そういったことから、我々も反省する部分は反省いたしまして、やはりこのままではだめだということで、市民を交えた調整作業会を設置したところでございます。この作業会の中で費用対効果の検証、精査を現在行っているところでございますけれども、今その集約をまとめておりますけれども、これにつきましては現在市の職員でその作業をやっておりますけれども、これから実施設計を迎えるわけでございますけれども、非常にこれについても限界があるというところでございますので、実施設計につきましては詳細設計でございますけれども、これは実施していきたいなというふうに考えております。

なお、当然、今基本設計で成果物をいただいておりますので、この成果物をできるだけ重視しながら、重複にならないように経費節減に努めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の再質問のうちの、国保のまず1点目についてお答えを申し上げたいと思います。

先ほど申しましたように、健診につきましては8,600円ということで、健診内容については貧血等が選択ということになってはいますが、高齢者の方も平等に健診を受けていただくということで、先ほどお答え申し上げましたように、75歳までの方で4割の方、75歳以上の方で半分の方が受診をいただいたという結果でもあります。やっぱり健康に関心を持っていただくという部分では今後も必要なものと考えておりますし、ただ、先ほど申しましたように実単価で8,600円なりが要するのに、国としては五千数百円しか見てない、こういうふうな部分で、おっしゃるように市としても引き続き国に適正な単価で運営できるように求めてまいりたいと考えております。

そうしまして、後期高齢者医療の中の資格証明書ですが、無保険とならないというようなことについては当然私ども、努力をしてまいりたいと考えておりますし、今回12名の対象者の方が出たという中で、改めて戸別訪問をさせていただいて、6名の方はご理解いただき、納付に意欲を示していただきました。あと、残る5名の方ですが、なかなかご理解をいただくというのは、まず保険制度自身、納付ということをご理解いただくために今後も努力をしてまいりたいのとあわせて、本人さんも含めてですけども、ご家族の方もおいでになりますので、その方へも今後ご理解いただくという形で、継続的に納付状況を確認しながら、今の仕組みですと来年の5月1日に資格証か短期証かという選択の時期になりますので、努力しまして、資格証を発行しない形になるような形で私どもも今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 企業誘致についての多産業の部分のご答弁はなかったんですけども、その考え方を持って行ってほしいと思うんですけども。野洲の企業誘致の考え方はやっぱりIT産業を中心としたというふうな状況ですか。その部分の余りにも不安定な税収になりますので、浮き沈みが激しいそういうような状況にならないような、今後、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

それと、個人施策の見直し。集中改革プランを見ますと、改革プランの中で残りさわっておられませんよね。あれは来年度からの集中改革プランだと思うんですが、今年中

には決定をしてということをおっしゃっているんですけど、整合性を合わせておられるとしたら、余り変わらないのと違うかという思いがするんですけども。どうなのでしょうかね。内部ではあの集中改革プランの路線をずっと踏襲されていられるんですか。それとも本当に個人施策をやめていくという、一般施策化していくという方向を持ってされているのか。今のご答弁ではちょっとその整合性がわからないんですけども。お答えをお願いします。

あとは、資格証の発行をしないようにということですので、ぜひともこれは後期高齢者だけと違って、国保の会計でもそういった認識を持って進めていただきますように。国保のところで資格証明書のことは言わなかったんですけども、滞納されている方々にお聞きすると、やはり収入が本当にどーんと下がって少なくなった。でも、前年度収入で来るとい、その関係で詰まってしまうんですよ。

先日も聞きましたら、道路で誘導されている方、今年になって日給がぼんと下がった。けども、前年で来ますよね。ずっと滞納していて、ぎょうさん残ってある。もう払えへん。払えへん状況になっているんです。そういうところに保険証が渡っていませんからね。市役所からはどんどん通知は来るんですけども、相談にも行かれないんですよ。過去のたまっている何十万というのを何とかせんらんから。結局そのまま、無保険のまま来られています。

ですから、相談に来い来いと言うて送っているのに来いひんから問題やみたいだね。そんなのじゃなくて、今訪問してと言われましたように、本当にその実態を聞いてもらってやらないと、たくさんの滞納額で役場の敷居が物すごく高くなっています。とてもじゃないけど相談になんて行けないような事態になっていますので、そういう基本的に無保険にならないところを行政がきちっと持って行っていただきたいというふうに思いますので。

以上です。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の再々質問のうちの、まず産業政策の部分、そして同和施策の見直しの全般的な考え方、特に集中改革プランとの関係についてお答えいたします。その他につきましては、部長あるいは副市長の方からお答えいたします。

まず、産業政策ですけども、これは従来から私が言っておりますように、できるだけ足腰の強い形でということ、いろいろな要素の産業が市内に立地、発展することを基本とし

ております。

ただ、強いものはやはり伸ばす、弱いものも育てるということですから、IT産業は旧の日本IBM以来、先ほど部長が答えましたような新たな立地が見込まれておりますので、それは積極的に進めます。あえて抑える必要はないと思っています。ただ、先般もお示しさせていただきましたように、例えば減反政策、今後どうなるかありますけれども、転作、作物のかわりに米粉用の米をつくって市内で加工するといった、新しい、いわゆる農・工・商の連携についても今取り組んでおりますので、どこにもIT産業だけでいくということはお示しをしておりませんので、さっきも要望かなと思ったので答えがなかったというふうに考えております。

それと、もう一つ言っておりますのは、中小企業施策も重要で、産業の横断的な広がりと共に、1社で1,000人と20社50人で1,000人、これはどちらも必要ですので、地域の産業が育ってもらおうと。中小企業が大企業になる途上じゃなしに、中小は中小なりに役割があって最終形だと思っておりますので、そういう観点からも中小企業施策を進めたいというふうに考えております。

それと、同和施策に関しましては、今回、財政事業あるいは体質改善ということで、同和施策に関しても集中改革プランの中で取り上げておりますが、本来ですと、今、野並議員がおっしゃいましたように、見直し、見直しと言っているもっと早く済んでいけば、今回、集中改革プランの中であわせて、あるいは集中改革プランの中に取り入れなくても問題は済んでいたと思うんですが、これまで済んでいなかったもので、今回可能なものについては集中改革プランで入れさせていただいておりますけれども、これは見直しとは全く別です。財政的な観点からプランの中に入れております。今後、できるだけ早く見直しの中で見直しを立てさせていただきたいと思っております。

ただ、ご主張のように同和施策が全部なくなるかといいますと、これはやはり差別の問題もありますし、まだまだ課題がございます。それについては一定のことが必要だと思っております。これまでも環境改善あるいは経済対策ということをやってきましたけれども、差別の問題がお金で解決がつくのか、地域の整備をよくすれば解決がつくのかといったら、それだけではつきません。ただ、必要条件ではあります。ですから、今までやられてきましたけれども、まだ残る課題がありまして、やっぱり十分条件を満たさない限り差別もなくなる、あるいは就労の問題も生じるということですので、それについては取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

とりえず2点につきまして、同和政策につきましては、今、全般的な集中改革プランとの絡みについてお答えをさせていただきました。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 野並議員の再々質問の中の、個人施策の見直しの中でどのように今後進めていくのかということでございます。

先ほどお答え申し上げましたように、今、見直し方針案を策定した中で、それぞれの各部にまたがっている個人施策がございます。そうしたことで、その見直し案につきましては、過日8月30日ですか、もちろん集中改革プランの中にも個人施策は上がっておりますが、具体的にどうした方向でその見直しをしていくのか、あるいはまた期間を設定しながら段階的に廃止をしていくのか、あるいはまた存続していくのかということのそうした案につきまして、地元の方に説明をさせていただいたところでございます。

今後におきましては、具体的に各施策、個人施策につきましてはそれぞれの担当部、所管しておりますので、個別に関係団体の方と具体的にその見直し方針案をもって早急に調整協議を図っていくということで、今、現時点でそういう説明をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 以上で通告による議案質疑は終結いたします。

これより議案質疑に対する関連質疑を許します。関連質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ないようですので、これにて関連質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第55号から議第86号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

暫時休憩をいたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先に総務部長より発言を求められておりますので、これを許します。総務部長。

○総務部長（前田健司君） 午前中の野並議員の議案質疑の中で個人施策に関しましての再々質問のお答えの中で、関係団体との話し合いの日を、私、8月30日と申し上げまし

たが、正しくは8月28日でございますので、訂正しておわび申し上げます。どうも済みませんでございました。

(日程第4)

○議長(河野 司君) 日程第4、議第87号から議第92号まで、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更について他5件を一括議題といたします。

まず、議第87号から議第92号の各議案に対する通告による議案質疑はございません。お諮りいたします。

議第87号から議第92号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。よって、議第87号から議第92号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、ただいま議題となっております議第87号から議第92号の議案について、順次討論及び採決をいたします。

まず、議第87号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第87号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更については原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第87号は原案のとおり可決されました。

次に、議第88号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第88号滋賀県市町村退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合同約の変更については原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議第89号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第89号滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議第90号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第90号滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更については原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議第91号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第91号滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更については原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(河野 司君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議第92号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、福谷巖氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。

次に、川端初美氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(河野 司君) ご異議なしと認めます。

よって、議第92号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては適任とすることに決定いたしました。

(日程第5)

○議長(河野 司君) 日程第5、請願第4号から請願第6号まで(消費税の増税に反対する請願書他2件)を一括議題といたします。

ただいま議題となっております請願第4号から請願第6号は、会議規則第92条第1項の規定により、請願文書表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第6)

○議長(河野 司君) 日程第6、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されております。順次質問を許します。

その順位は一般質問一覧表のとおりであります。

質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第12番、中島一雄君。

○12番(中島一雄君) 第12番、中島一雄でございます。今回の質問、残りくじを引き、一番ということで光栄に思っておる次第でございます。この4年間最後の、16回目の一般質問をさせていただきます。

私は野洲市教育の日を定める条例の制定について簡略に質問をさせていただきます。

青少年の姿を見ればその国の将来がわかると言われるように、青少年を健全に育成することはいつの時代、またいかなる社会においても重要課題として世人の関心を集め、世論を呼ぶものであります。

最近の青少年の問題行動は、学校における学習意欲や学力の低下、不登校、いじめ、家庭・社会における脱力感や虚無感、さらに各種非行や暴力行為など、深刻かつ多岐に及ん

であります。

私は平成17年2月定例会で、市民の教育への関心を高め、次世代を担う子どもたちの教育に関する取り組みを市民全体で推進し、市における教育の充実と発展を図ることを目的として野洲市教育の日の制定を提案させていただき、複雑多岐化する社会の現状を考えると時宜を得たもので大いに賛同するとのことで、当時の教育長より、市民の教育への意識を高め、家庭・地域・社会が連携して本市の教育充実と発展を図ることを目的とする野洲市教育の日、毎年11月1日・教育月間を制定するとの回答を得て、以後、毎年実施されているところであります。

そこで、関連して、あすの野洲市を担う子どもたちをはぐくむために野洲市教育の日を制定する条例を定めるべきであると考え、平成18年9月定例会で提案させていただきましたが、初年度でありますので、この成果や実績を踏まえて条例化に向けて取り組むとのことでありましたが、既に3年が経過した現状を考えると、条例を制定すべきと考えますが、その後の取り組みについて教育長の方針を伺います。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただ今の中島議員の野洲市教育の日を定める条例の制定についてのご質問にお答えをしたいと思います。

教育委員会では、あすの野洲市を担う子どもたちを充実した教育のもとに育てていくことを目的として、平成18年度から11月1日を野洲市教育の日と定め、そのことを市と市民全体で考え、その思いを高めていくため、さまざまな催しを実施してきたところでございます。

また、地域によっては、それ以前から同様の趣旨でいろいろな行事を独自で実施していただいておりますが、この3年間の活動がこれに加わったことで、野洲市教育の日の存在も、少しずつではございますが市民の中に定着してきていると認識をしております。

議会において議員からご提言いただいております教育の日の条例化について検討いたしました。当該条例は教育の日を特定する宣言的な規定になることから、条例という形式よりも、教育委員会の告示で公にする方が適正であろうかという結論に達しました。

教育の日のより一層の定着を図るため、本年11月1日付で告示をいたしたいと思いません。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 中島一雄君。

○12番（中島一雄君） それでは、再質問を少しさせていただきます。

告示という形でご回答いただいたわけでございます。私が求めているのは野洲市教育の日の固定化であります。定着するというところで、固定化ということで。11月1日、教育委員会としての告示ということで一定理解をさせてもらいます。

11月1日は野洲市教育の日で、11月は野洲市教育月間ですが、このことについて地域、市、学校・園と市民こぞって教育を考え行動することが目的であります。そのことにおきましてセミナー、各事業等、どのような取り組みが計画されているのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 中島議員の再質問にお答えを申し上げます。

教育の日の取り組みでございますが、どのようなことが実際に行われているのかということでございますが、11月1日は教育の日、そして、それを中心といたしまして11月中を野洲市教育月間という形で取り組んでおるところでございます。1つは、教育について考える月間ということで、各学校あるいは園または地域においてはいろいろな催しをこの期間にちなんで行っているところでございます、学校では授業参観でありますとか、学校の秋の収穫祭のようなイベントをしております。あるいは、地域のコミセンにおきましても大収穫祭という名前をつけまして、11月の月間に行事を行ったり、いろいろな料理教室をその期間に行ったり、ほほえみ体験学習のような行事を行ったりということで、教育の日を中心にさまざまな形でこのイベントをしているところでもございます。

また、今年は市におきましても、教育の日に合わせて、今、仮称ではございますが、「羽ばたけ 野洲の学び2009」という名前を持ちまして、野洲の教育を大いに語るといって教育委員と市民の皆さん方と一緒に野洲の教育を語っていこうという、こういったイベントを11月1日に計画しているところでございます。

そのような意味で、子どもたちから大人まで、生涯学習の振興を含めて野洲市の教育についてみんなが考えるそうした充実した月間にしていきたい、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（河野 司君） 中島一雄君。

○12番（中島一雄君） 再々質問をさせていただきます。

いろいろと催し、事業がこの月間で実施されているということで、また今後も事業を多

く進めていきたいということで。まだまだ市民こぞっての教育とまでは、私が感じたところでは、またいろいろと市民の声を聞くところによりますと、浸透していないのが現状だと私は思っております。制定されて3年が経過していますが、周辺市民の方々はまだまだ知らない人が多くいますということで、市民総参加型の教育を推進することが求められておるわけでございます。ぜひこのことについてお願いをしておきたいと思っております。こういうことも含めて慎重に教育の日に向けての取り組みをお願いいたしまして、このことについては要望としておきます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（河野 司君） 次に、通告第2号、第6番、奥村治男君。

○6番（奥村治男君） 6番、奥村治男でございます。私は道德教育についてお伺いをしたいと思います。

教育基本法が昭和22年3月に制定されて以来、60年ぶりに改正されました。平成18年12月に公布、施行されたわけでございますが、改正法には現行法にない新しい理念が盛り込まれております。特に我が国と郷土を愛する態度、伝統と文化の尊重、公共の精神、豊かな情操と道徳心など、戦後教育で軽視されがちだった教育理念があります。

愛国心とは押し付けられて身につくものではありません。日本の歴史を学び、伝統文化に接することにより自然に養われるものであると私は思っております。学習指導要綱にも歴史に対する愛情や国を愛する心情がうたわれております。子どもたちが日本に生まれてきたことを誇りに思い、外国の歴史と文化にも理解を示すような豊かな心を養う教育がますます必要になってきております。私は形骸化されている道德の時間も、本来の規範意識をはぐくむ徳育の授業として充実させるべきだと考えます。

また、改正教育基本法には家庭教育と幼児教育の規定が新設されました。親による児童虐待や子どもが親を殺すという痛ましい事件が相次ぎ、いじめや学級崩壊なども家庭のしつけが不十分なことも1つの要因であるとも言われておりますが、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまの奥村議員の道德教育についてのご質問にお答えを申し上げます。

新学習指導要領の道德教育では、中教審答申等で今日的な課題とされておりました生命尊重や規範意識が重点化されております。このことから、正義感、責任感、基本的なモラル

や規範意識、他者との好ましい関わりなど、豊かな心の育成が大切だと考えております。

特に、道徳教育の時間では、新しく魅力的な教材を開発すると共に、学級担任や校長、教頭による授業だけでなく、地域の人々の参加協力を得るなど、道徳の時間をより一層充実させてまいります。また、道徳の時間以外でも、ボランティア活動、自然体験、職場実習、教科の授業、生徒指導や人権教育とも関連させながら、あらゆる教育活動の場面で道徳教育を推進していかなければならない、このように考えております。このことから、各学校では学校教育全体における道徳教育の位置付けを明確にし、道徳教育全体計画を作成しているところでございます。

特に、本年度から県の方針に基づきまして、校務分掌の中で教員のうち1名を新たに道徳教育推進教師に位置付け、校内研修や授業研究会を通して共通理解を図りながら、道徳教育を進めていけるように指導をしております。

さらに、子どもに係る今日的課題は、家庭や地域の教育力の低下が1つの要因にあると考えられております。各校での生徒指導などの実践において子どもを取り巻く背景を分析する中で、保護者への支援の必要性を強く感じております。道徳教育をはじめさまざまな教育活動の中で、学校公開の実施、PTA活動との連携、ゲストティーチャーの依頼など、保護者や地域の参加を促す機会をふやし、家庭や地域との連携を深めた学校づくりを進めていきたいと考えております。

また、学校教育以外にも、子育て支援センターでは子育て支援講座、図書館では親子が参加して本の読み聞かせや紙芝居などを行う「おはなし会」、青少年育成市民会議では7月、11月に「愛の声かけ運動」を実施するなどして、子育てやしつけに関して保護者への啓発と支援を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁で、道徳教育の時間では新しく魅力的な教材を開発すると共に、地域の人々の参加協力を得て道徳の時間をより一層充実させるとのことですが、まず、新しく魅力的な教材の開発につきましては、具体的にどのような教材の開発が考えられるのかお伺いをしたいと思います。

また、地域の人々の参加協力については、道徳の授業の中でどういう参加協力の仕方が考えられるのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、道徳教育全体計画を新たに作成したと答弁をいただきましたが、全体計画の内容についてお伺いをさせていただきたいと思います。

次に、子どもに関わる今日的課題は家庭や地域の教育力の低下が1つの要因と考えられるとのことでありますが、特に地域における教育力の低下は具体的にどのようなことが考えられるのか、これもあわせてお伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 奥村議員の再質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、第1点目は、新しく魅力的な教材の開発についての具体的なところでございますが、昨年度から学習教材の点検に取り組みまして、道徳の副教材を新しくいたしました。これは読み物教材を新しく選定したと、こういうことでございます。

さらに、各学校では総合的な時間の学習、生活科あるいは各教科の学習等で勤労体験をしたり福祉施設を訪問したり自然観察をしたり、あるいは郷土の高齢者の皆様からいろいろな体験談を聞いたり、こういった学習がございます。そういった学習の内容を道徳の時間に追体験をしながら、そういった学習内容を道徳の時間に取り入れながら、命の尊さや生き方、あるいは郷土への愛着など、道徳教育の内容に関わることを深めていきたい、そういった教材の開発というところでございます。

また、文部科学省からは全児童・生徒に「心のノート」という非常にわかりやすく身近な問題から説き起こしたこういった教材が配付されております。そういったものの活用を図っておるところでございます。

また、校長が道徳事業で実際に児童・生徒の前で実際に授業をすることは、校長の人生経験豊かな生き方を語りかけたりすること、これは子どもたちにとって魅力的なものとなっているところでございます。

第2点目に、地域の人々の参加協力についてでございますが、道徳の授業へ地域の方々をお呼びして、そして例えば地域の祭りでございますとかそういった取り組み、そして、そこでのいろいろな地域の皆さん方の経験豊かなお話をさせていただく。あるいは、授業をする担任教師と一緒に地域の皆さんと協働して授業をつくり上げていく。そういう形で地域の皆さんをゲストティーチャーのような形で学校へお迎えしているところでございます。あるいは地域の皆さんに授業を公開して参観をしてもらったり、意見交流を行ったりということもしておるところでございます。

3番目の道徳教育の全体計画の作成でございますが、道徳教育の計画につきましては新

しい学習指導要領の目標、ねらい、あるいは内容につきまして計画を立てておるところでございます。これには、1つは、道徳教育は学校全体で行うものであるという観点から、各教科あるいは特別活動、そして総合的な学習の中でそれぞれに道徳的な視点をどのように入れていくかという計画と、1年間35時間の道徳の時間の計画をどうしていくかという、こういう2本立ての計画を立てておるところでございます。

それと、最後になりますが、地域における教育力の低下の具体的な要因ということですが、1つは、最近では近所づきあいが非常に希薄になってきたといえますか、地域でのコミュニケーション不足が1つの要因ではないかと、そんなふうにも考えておりますし、そのことがもととなりまして、地域での交流活動が減少している、あるいは地域での人間関係が希薄化してきている。地域の子どもは地域で育てるという、こういったことがなかなかできにくい状況にあることも1つの要因かなと、そんなふうにも考えております。あるいは、大人社会全体のモラルの低下、その辺のところも原因ではないかと、そのように考えておるところでございますが、地域社会のコミュニケーションを活発にするとか、地域のきずなをどうつくっていくかという、そういったところにおきまして、こういった要因を取り除く努力が今後は必要ではないか、そんなふうにも考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） それでは、再々質問をさせていただきます。

21世紀を担う子どもたちが自分の国を愛し、歴史や文化に誇りを持って、社会の一員としての自覚を持ち、そして他の国の歴史や文化も共に学び、社会に通用するような、そういう子どもたちが大きくなっていく、こういうことが大事だと私は思っております。このような教育の実現には、教えるプロ集団であります学校が頑張ってもらって、家庭や地域でもあらゆる関係者が総力を挙げて取り組んでいかなければならない問題ではなかろうかと思っております。そのような状況の中で、これからの子どもたちに対しての教育長の所見を伺いたいと思います。

2つ目は、道徳の授業時間の実施状況でございますが、時間数は量的に確保されていると思いますが、この20年度の小中学校別の年間の道徳の授業時間数の実績についてお伺いしたいと思います。

以上で再々質問は終わります。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまの奥村議員の再々質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、第1点目は道徳教育の所見でございますが、野洲市の教育方針でこのように文言を書いてございます。「郷土に根ざして、世界にはばたく人づくり」というのを1つのキャッチフレーズといたしております。この「郷土に根ざして、世界にはばたく人づくり」というのは、ただいまの議員のご質問にございましたその意味するところと内容は同じくするところでございます。

また、野洲市には多くの先人の美德がございます。文化や歴史があり、豊かな自然が野洲市には存在しております。子どものクラブ活動やコミュニティセンターの活動などでは、地域に根差したそういった事柄を活用した教育の取り組みが盛んに行われていると認識しておりますし、また、学校でもそういった地域の歴史、文化あるいは自然を取り込んだ教育活動が実践されているというふうに認識しております。そういったことは大変喜ばしいことであろうと、このように感じております。なお一層今後も生涯学習構想の中で子どもたちの育ちを支える地域づくりや学校・園の教育活動を一層充実して進めたい、このように考えております。

2点目の道徳の授業時間の実施でございますが、道徳の年間標準時数は小学校1年生が34時間、小学校2年生から中学校3年生までが35時間でございます。平成20年度の実績では、市内のすべての学校、学級がこの標準時数以上を実施しております。具体的には小学校では35から36時間実施の学級がほとんどでございます。中学校では36時間実施の学級が最も多い状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第3号、第18番、三和郁子君。

○18番（三和郁子君） 私は、どの党が政権を担っても、長いものに巻かれず、そして迷わされず、是々非々を貫いてまいりました。今期最後の一般質問を提案いたします。よろしく答弁の方お願いいたします。

まず、1件目。水道事業と財政健全化集中改革プランについてお尋ねいたします。

政府は、経済状況は最悪を脱したとの見方を示されております。しかし、相変わらずの景況感であり、中小企業の経営状況や雇用・給与環境は最悪の状況を脱し切れていないのが現況です。このことは当市の財源確保が一段と厳しくなることの裏付けともなります。

さて、市長は6月に野洲市財政健全化集中改革プラン、以下、改革プランと言いますが、その素案を策定し、市民の皆さんから広く意見を求め、集大成しようと努力のさなかにあります。改革プランでは、たとえ1円であっても無駄の排除や考え方の是非を問い、市長のリーダーシップのもと、速やかな財政健全化と本来的な税の使い道を模索する市職員皆さんの努力は大いに評価されるものがあります。

改革プラン策定にあたっては、これまでの財政運営のありようと現状の実態の上に立っての素案策定であり、旧野洲町議会から毎回のように申し上げてまいりました財政構造改善と基金確保の必要性を認識願ったことに、ようやく安堵の思いがいたします。この上は、市民の皆さんに対してその義務を果たさなければならない責任を強く意識願わなくてはなりません。

3月議会で、近隣の多くの自治体が水道事業システムの外部委託を進め、効率化と人件費削減について実績を上げていることに関し質問をいたしました。その折、水道事業経営計画見直し及び改革プランの中で考えたいとのコメントがありました。先ほども申しましたが、改革プランはその集大成をしようとしているさなかであり、22、23各年度10億年の抑制効果を出すには、なお素案に加えること約3,000万円を捻出することが必須となります。

その3,000万円を捻出するための一助と考えられる12月、3月議会発言、ネーミングライツの推進及び水道事業の外部委託、経営見直し推進について、改革プランにかんがみ途中でPDCAの観点から5点お伺いいたします。

1点目。3月議会のコメントから6カ月が経過しております。水道事業の主体を外部委託推進した近隣全自治体の実態調査の進捗をお伺いいたします。

第2点。私の調査では、外部委託全自治体に関し、サービスを維持した中で効率化、経費節減効果をしっかり出していると思料できます。第1点に関連した中で、その実態を詳細にお伺いいたします。

3点目。3月議会の答弁に、野洲市の人員1人当たりの収益的支出費が近隣6市平均8,824万3,000円に対し、当市は1億630万2,000円の約1.2倍多いとの答弁があります。その差の根拠を外部委託の関連も含め、詳細かつ明確にお伺いいたします。

第4点。水道事業の外部委託推進にあたっての改革プランへの位置付けと取り組みをどのようにお考えか及び野洲市での効果想定を明確にお伺いいたします。

第5点。ネーミングライツは自治体の財源確保の手法として有効性があることから、多

くの自治体で推進されています。改革プランへの位置付け、取り組みをどのようにお考えなのかお伺いいたします。

次に、学校教育環境について。学校教育関連で、提言も含め伺います。

地域の未来はいつの時代も子どもたちに託されています。ですが、近年、子どもたちは行政や政治への関心度は低く、その結果、地域や社会、また政治への関心、意識が高まらないことが問題視されております。このことは、将来の野洲市、また日本の将来を思いますと、決して安閑としておられない状況であり、憂慮されるところです。このような状況にかんがみ、野洲市としてどのような所見をお持ちか、また、それに対する対応など、具体的な方策についてお伺いいたします。

次に、第2点、教育環境整備について2項お伺いいたします。

第1項、教育環境整備につきましては、これまで申し上げてまいりました小学校体育館の屋根補修、小学校門扉等の整備が進捗を見ており、評価させていただきます。また、今議会の補正で職員用パソコン整備が行われることになっております。この案件は、要望が以前から強い案件であったかと認識します。業務の効率化、ペーパーレス化には欠かせない手段であり、有効な投資と思料されます。

さて、私の調査では、職員用の共用携帯電話の設置要望が強いことを伺っております。近年の諸々の事案対応に対し、固定電話では大層不便が推量されること、また、かなりの頻度でやむなく個人の携帯電話を使用されているのが現状です。迅速な対応、移動しなごらの緊急対応など、報告、連絡、相談、いわゆる「報・連・相」の手段として近年欠かせないものとなっております。各小・中・高に携帯電話の設置を配慮するのが妥当と考えますが、提言して所見をお伺いいたします。

第2項、学校では大小の課題が日々発生しております。大きな予算を伴わない細部の課題については学校ごとの裁量で対処できるように、自由に使える環境改善予算、例えば学校規模や新旧など一律とはならないかもしれませんが、1校当たり50万円程度の予算措置をしておいてはいかがでしょうか。提言しながらお伺いいたします。

次に、第3点。教育に関する議会答弁者は、自治体によって教育長であったり教育委員長であったりします。野洲市はどのようなスタンスで教育長が答弁者となっているのかお伺いいたします。

3件目、公有財産審議会についてお尋ねいたします。

公有財産審議会に関し透明性と専門性を確保したいとの意思のもと、審議委員会の原則

公開と構成メンバーの改善について、7月30日新聞報道されました。このことについてお伺いいたします。

1点目。公有財産の取得や処分審議過程において、①に市民の意思が反映される行政トップのガバナンスが働いているか、②に倫理観のレベルが適正か。この2点が最も肝要なことであることは共通の認識にあるものと私は考えております。審議委員会の運営にあたってのガバナンス及び倫理観に対する市長のポリシーをお伺いいたします。

第2点。原則公開の原則の基準や尺度はどのようなお考えですか。また、用地買収や補償に関しては非公開と解釈されますが、不透明感が否めないとも言えます。そのように受け取ればよいのか、あわせてお伺いいたします。

第3点。司法書士か税理士を委員に加えることとするとありますが、二者択一と解釈されます。択一の選択基準及び選定には専門性や中立、公平性、倫理観の確かさが問題であり、どのような判断基準を持って選ぶのかについても所見を伺います。

第4点、案件の性質や規模によっては専門性と倫理観の不純が問われることとなります。外部委員の複数化や候補となる外部委員の評価、評点を策定してはどうでしょうか。そうすることにより、市民の信頼度が高まると同時に公平性や安心が生まれると考えますが、いかがでしょうか。

以上についてお尋ねいたします。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 三和議員のご質問のうち、公有財産審議委員会のご質問の中の1点目について私の方からお答えをいたしまして、その他につきましては教育長及び関係部長の方からお答えをさせていただきます。

1点目の公有財産の取得や処分審議過程についてでございますが、公有財産審議委員会につきましては、市有財産の売却あるいは事業等に伴う市が用地を取得するための審議を行う機能を持っております。今回、野洲市公有財産審議委員会規程の改正と野洲市公有財産審議委員会規程施行要領を制定いたしまして、7月1日より施行いたしております。これによりまして、これまで審議の委員が内部の職員のみとなっておりますが、これを外部の方を加えるという改正と、会議がいわゆる秘密会で行われておりました。これを完全に会議そのものを公開するという形で改正をさせていただいております。

このことによりまして透明性と専門性の確保の改善が図れたというふうに考えておりまして、市民の貴重な財産に関わる業務であるという意識を基本とする制度運営に改まった

ものと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、水道事業と財政健全化集中改革プランについて、私の方からは4点目までお答えをいたしまして、5点目につきましては政策調整部長からお答えをいたします。

まず、第1点目の近隣市の外部委託の実態調査の進捗であります。近隣6市のうち3市が1、2年前から窓口業務をはじめ、個別に委託をしていた料金徴収、検針、開・閉栓等を含めた包括的な民間委託を進められております。

なお、経費の削減額については、個々に委託していた費用と比べて多少の増減はあるものの、ほぼ同額とのことであります。

次に、職員数では、草津市が4名の減、近江八幡市では1名の減、守山市については増減はないとのことであります。

第2点目の全自治体の効率的経費節減効果につきましては、全国レベルの窓口業務における包括委託についての統計はございませんが、平成14年4月から法改正によりまして施設管理についても包括委託ができるようになったものでございます。厚生労働省の統計によりますと、全国の上水道事業では11の市で実施をされております。滋賀県内では実施されている市町はないと聞いております。

なお、これによる経費節減効果などの実態については、1例ではありますが、全国で最初に高山市で平成18年4月1日から実施されております。内容では、給水人口が約9万4,000人、営業費用約9億5,500万円の規模で、実施前の維持管理費約3億4,000万円が委託後約3億円となり、約4,000万円の減となっております。また、人員につきましては8名程度減になったと伺っております。

次に、第3点目の本市の人員1人当たりの収益的支出費が近隣6市の1.2倍多いという差の根拠でございますが、職員1人当たりの業務量では、平成19年度実績の営業費用を職員数で除したもので算定しますと、近隣市平均8,824万3,000円に対し、本市は1億630万2,000円であります。このことから、本市の職員数が近隣6市より少ないことが言え、また、職員1人当たりで多くの業務をこなしているという計算になります。

また、給水人口1人当たりでは、営業費用で近隣市合計99億4,593万5,000

円、給水人口5万2千7,085人で、給水人口1人当たり平均1万8,870円に対し、野洲市では給水人口1人当たり1万6,971円となり、近隣6市に比べて低くなっている現状でございます。

次に、第4点目の集中改革プランの位置付け等についてであります。水道事業会計はご承知のとおり企業会計として独立採算制を基本としております。今回提案をしている集中改革プランには対象としておりません。また、8月1日号の広報でもお知らせをいたしましたように、現在の経営状況では平成22年度末で利益剰余金がなくなる状況となっております。この、大きな要因といたしましては、政策的に旧野洲町よりも1,000円以上低い旧中主町並みの料金に平成18年4月1日から設定したことがございます。

このような状況であることから、可能な限りの経費節減を図ると共に、現在進めております経営計画の策定作業におきまして包括的な外部委託の効果も検証しながら見直しを行い、経営の安定を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） ただいま三和議員からご質問のございました5点目、ネーミングライツによる財源確保につきましてのお答えを申し上げます。

平成20年第6回、12月の定例会におきましても、ネーミングライツによる財政的メリットの創出についてご提言をいただきました。その際、市の施設が企業の求める効果、メリットを得られるものかどうか打診など努力をいたします旨お答えをいたしております。

その後、市内大手数社に対しまして、意向打診をいたしました。結果、費用対効果が少ないこと、現在の事業規模では施設命名権を持つことが困難であること、企業のスポーツクラブの活動拠点になっているなど施設と密接な関係にあるなどの環境が整っていることが前提といったことなど、いずれも前向きな返事がいただけず、せっかくのご提言ではございますが、実現は困難であると判断をいたしております。また、幾つか課題もありますことから、財政健全化集中改革プランの取組の項目には挙げておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 三和議員の学校教育環境につきましてお答えいたします。

まず、1点目の児童・生徒の地域や社会、政治に対する関心についてのご質問にお答えをいたします。

学校におきましては、地域や政治に関しまして社会科の授業や総合的な学習の時間で学習しておりますが、カリキュラムの中でそれを生きたものにするためには、授業を工夫改善し、地域に出かける体験的な学習をより多く経験させる体験学習も大切でございます。

さらに、このような教育実践を学校・地域・家庭が共有し、共に考え理解することを通してしっかりとつながり合うと共に、そうした教育実践を積み上げていくことが子どもたちの地域や社会、政治への関心や意識を高めていくことにつながっていくと捉えています。

具体的な取組みとしましては、小学校では、3年生と4年生の社会科の副読本であります「わたしたちの野洲市」を活用し、野洲市の歴史や農業、環境の問題を学習しております。また、地域の一員としての自覚を高め、郷土に生きる人たちの願いを学ぶために、校区体験としまして自然、公共施設、史跡等のマップづくり、消防施設やごみ処理施設の見学、伝統行事や野洲川改修の歩み等の学習をしております。日本の農業、漁業、工業等につきましても、産業の発展と政治の関係を学習しています。さらに、生活科や総合的な時間を活用しまして地域の老人会との交流や地域の福祉施設への訪問もしております。

中学校では、公民の授業の中で、市の広報紙を活用しまして、市の予算や決算の概要について学習している学校もございます。また、職場体験活動を通して実際に地域で働く経験や地域の福祉施設での体験学習をしたり、修学旅行の行程に国会議事堂や警視庁、内閣府を組み入れ、政治の仕組みについて説明を受けたりもしております。

こういった取り組みを積み重ねることによりまして、子どもたちは地域や社会、政治への関心や意識が高まり、今後の活動につながるものと認識しております。

次に、2点目の教育環境整備についてのご質問にお答えいたします。

まず、教職員用の共用の携帯電話についてお答えをいたします。

共用の携帯電話は、校外学習での活用や保護者あるいは教職員が緊急連絡をする場合には利便性が高いとも考えられますが、現実的には学校での携帯電話の管理や運用面、さらに電話に登録される個人情報の問題、あるいは携帯電話を保持する教職員が必要以上に公務に縛られ過ぎるといった問題の発生が危惧されます。

現在、教育委員会に対しましては、学校から緊急連絡時等に対応するため、現在2回線しかない固定電話の回線を増設してほしいとの強い要望を受けているところでございます。

議員からは貴重なご提言をいただいておりますが、まずは各小中学校への共用の携帯電話の設置ではなく、固定電話の回線を増設する方向で改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、学校が自由に使える環境改善予算のご質問でございますが、議員のご質問の趣旨は、緊急時や年度初めに予定していなかった活動などにもっと自由に使えるいわゆる校長裁量予算を予算措置してはとのご提言だと思います。

各学校に対しましては年間30万円の修繕料を配分しまして、学校の主体性による施設の営繕を行っていただいております。

また、本年度から学校経営を支援するため、元気な学校づくりに取り組む小中学校に対しまして、提案のあった事業について30万円以内で補助を行い、その範囲内で予算執行を校長の裁量にゆだねているところでございます。

当面、一定目的は限定されますが、この補助制度を継続し、特色ある学校づくりの支援や校長のリーダーシップを発揮する機会を拡大してまいりたいと考えております。

次に、3点目の議会での答弁者に関するご質問についてお答えいたします。

議会での答弁者に関しましては基本的に執行機関の長が定めることとなっております。すなわち教育委員会におきましては、委員長の判断により議会での答弁者を指名し、議会に報告するシステムとなっております。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条では、教育委員の中から選ばれた教育長が、「教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」と規定しており、法的に教育長に事務権限が委譲されております。このことから、基本的に議会では教育長を中心に答弁申し上げているのが現状でございます。

本市の教育行政の中で非常に重要と考えられる案件等につきましては、必要に応じて委員長自らが説明員として出席されることも考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 三和議員の公有財産審議会についての第2点から第4点のご質問に私の方からお答えをさせていただきます。

第2点目の原則公開の原則の基準や尺度についてでございますが、当委員会の規程及び要領に定めておりまして、公開性を確保するため、売り払いにつきましては全件公開としておりますが、用地買収や補償の関係につきましては非公開としております。不透明感が否めないとのこと指摘ではございますが、公表することによりまして意思や政策形成過程における業務が適正に執行できない場合がございます。例えば民間業者との競合となった場合におきましては用地買収が困難となることなどが危惧されます。また、補償につきまし

ては個人のプライバシーに関することもございます。こうした点から非公開とすることの妥当性につきまして十分ご理解をいただけるものと考えております。

第3点目のご質問につきましては、外部委員につきましては専門性を確保するために規程及び要領に定めておりまして、市内に事務所を置く司法書士、また税理士の中からいずれかの方をお願いをしております。

次に、第4点目の外部委員の複数化や候補となる外部委員の評価、評点の作成につきましては、国家資格を持っておられる方でありますことから専門性が確保でき、また、委員会を新たに公開することによりまして傍聴される外部の方もおられ、透明性が確保できますので、現在のところ学識経験者の複数化については考えておりません。

また、評価、評点につきましても、いずれも国家資格を持った学識経験者の方でございますので、そうしたことにつきましては必要はないものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 三和郁子君。

○18番（三和郁子君） まず、水道事業と改革プランについてですが、今回のこの集中改革プランにつきましては、これまで職員の皆さんの言動なり顔を拝見しているわけですが、かなりお疲れのところが多々見える方もおられて、大変な作業をしておられるんだなということを察することができました。この水道事業の外部委託により、それ相応の効果を出していることは理解しておりますが、他自治体でも推進しておられる外部委託レベルとは差のあるところもありますね。ですから、そういうところを今後さらに研究を願っていただいて、無駄の排除に努力を願うことを私はお願いしておきます。そして、それが集中改革プランの中に生かされるというふうに願っておりますので、さらなる努力をお願いしておきます。

学校教育環境について提言をいたしますが、子どもたちは行政とか政治への関心度、これは成長した二十歳前後になってもその関心度は低いというふうに感じます。今回の選挙は特別ですよ。特に自分の住んでいる自治体行政に対する関心度は、これは本当に高くなってほしいと願っているところなんです。関心度が高まらない原因がどこにあるのか調査してみました。その中のごく1つです。たくさんありますが、その1つなんですけども。

残念ながら行政とのふれあいが少なかったり、直接行政への参加機会がまれにしかないことが要因の1つに挙げられるのではないかというふうに思います。子どもたちは大人と

同じテーブルに着いてこそ生き伸ばされますね。いかにして行政との関わりを深めて関心度や興味を高めるかについて、1つの手法、試みとして提言いたします。

毎月発行されております「広報やす」、これは野洲市の状況とか様子が凝縮されていて、なおかつリアルタイムに広報される、最大にして唯一の有効な行政手段だというふうに思っております。子どもたちはこの「広報やす」がいつ届くのか、どれだけの子どもたちが知っているというふうにお考えでしょうか。そして、何人がこの広報に興味を持ってもらえるでしょうか。

そこで提言ですが、手法は数え切れないほどあります。動機付けのために「広報やす」の編集作業に子どもたちに参加してもらったらどうでしょうか。具体的な細部については何が効果的か、何ができるか、これは学校側とよく相談、検討願いまして具現化を探っていただければと考えますが。

まず、基本的な考えを言いますと、1つに、「広報やす」の編集、発行に参加をしてもらう。2つ目に、参加対象は、とりあえず中学校を対象に毎月3校持ち回りでスタートさせる。将来的には小学校、高校、一般も対象として視野に入れる。3番目に、最初は行政の編集作業に参加してもらい、興味を持つための動機付けを行う。4つに、次に編集作業を手伝ってもらいながら、行政関連のテーマを与えて取材から編集まで任せる。次に、担当月の学校ごとに1ページを割いてあげて、学校特集のような形で任せてはいかがでしょうか。

このような手法により「広報やす」を編集、発行すれば、少なくとも子どもたちの広報への関心、興味が高まって、行政や政治への関心、社会参加の意識が高まるのではないかというふうに感じます。さらに、成人してからの政治への関心度も高まる効果となるのではないのでしょうか。参加して初めて知ること、興味がわいてくること、この体験を子どもたちのところから始めてはいかがでしょうか。

以上について提言をします。所見をお願いいたします。

次に、公有財産審議会についてですが、8月27日、財政改革の一環として旧野洲町町営住宅跡地を含む市有地3カ所の一般競争入札による売却決定の新聞報道がありました。また、「広報やす」9月号に野洲市の市有地を売却しますとの掲載がありました。この売却にあたっての売却設定価格決定のプロセス及び価格の適正についてお伺いいたします。あわせて、この売却と公有財産審議会の関わりも含めてお尋ねをいたします。

○議長（河野 司君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 三和議員の再質問の中の学校教育関連でご提案いただきました市の広報紙への子どもたちの参画の件にお答えをしたいと思います。

学校との授業の調整、あるいは市の広報担当との調整が必要でございますが、前向きに何とか取り組めるようにやっていきたいなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 三和議員の再質問にお答えをいたします。

市有地の売却で、8月27日に売却の公開をさせていただきました。その中で、今回の処分にあたります売却にあたっての審議会の経過、そしてまた価格の設定についてのご質問だと思いますが。今回の売却するにあたりましては、当然市の公有財産審議委員会の中で審議をしたものでございまして、前回の北口の処分の反省に立ちまして、今回から外部委員、学識経験者にお入りいただくということで、今回初めてお入りいただきました。そうした中で価格の点につきましても十分審議をしていただいた中で決定をしていただいたものでございまして、価格の設定につきましても、以前から申し上げておりますように不動産鑑定を基準にいたしました中で価格の決定をいたしましたものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（河野 司君） 三和郁子君。

○18番（三和郁子君） 先のネーミングライツの件ですけれども、さらなる努力を願って集中改革プランの中に取り入れていただけたらなというふうに思います。頑張ってください。

学校教育関係ですが、前向きに考えるということですので、期待をしております。この「広報やす」の編集への参加は行政参加の1つの突破口となりますので、将来の日本の青年の資質を高める一助になると私は信じております。今次、次の世代が入っていないものが多々ありますので、世代をつないでいかねばなりません。大人が気付かない子どもの視点をどうか生かしていただくようお願いしておきます。

公有財産は一般の方を入れて透明性などを含めながら関わっていくという答弁でございますので、私は最後に市長に、この市の市民の税金の使途につきましても、市長、ぜひ初心を忘れず、透明性とそして説明責任を今後も示していただくことを願いまして、今期私の最後の質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（河野 司君） 次に、通告第4号、第10番、田中良隆君。

○10番（田中良隆君） 10番、田中良隆でございます。最後の議会になるかもわからないこの議会で2点の質問をさせていただきます。

今回、さっきからずっと教育長の出番が多いわけですが、私もまず、学校教育における国旗「日の丸」、そして、国歌「君が代」についての質問をしたいと思います。

サッカーのワールドカップやらオリンピックやら、そういう国際競技で試合の開始前、あるいは勝者をたたえて日の丸が掲揚され「君が代」が流れますと、多くの日本人は感動し、厳粛な気持ちになると思います。国旗、国歌は我が国の長い歴史と文化伝統の中ではぐくまれた民族性や価値観、国民の願いなどが込められた我が国の象徴であります。日本国民が国際社会の中で尊敬され信頼されるためには、他国の国旗、国歌を尊重し、そして、自国の国旗、国歌に対して正しい認識を持ち尊重することが最低限のルールでありマナーであります。

平成11年8月に国旗及び国歌に関する法律が公布、施行されて以降、学校教育において国旗、国歌の指導について学習指導要領に基づいて野洲市でも適切に指導されていることとは思いますが、現状はどうかをお伺いします。また、そのときに学習指導要領に従わない不屈な教員はいないのかということもあわせて伺います。

質問の2点目です。財政健全化集中改革プランと、それと、これからのまちづくりについての質問をします。

129の項目にわたる財政健全化集中改革プランの案のいろんな具体的な項目の中で、市民の声や、あるいは議会特別委員会での意見を踏まえて現状はどういう状況か。その129項目のうちでプランの見直しやら、あるいは断念をしたのはないのかを質問したいと思います。

それと、強い反対意見がありました分庁舎廃止の件ですが、仮に廃止をしたとして、その後の建物やらあるいは土地のその利用計画はどうか。にぎわいのあるまちづくりができるのかどうかをはっきりしたビジョンで示し、たちまち具体的にどうするのかをきちっと市民に対して説明ができないと、なかなか理解は得られないと考えますが、その点はどうかを質問します。

また、地域安全センターも廃止の方向でというような内容の案でしたが、地域安全センターについては、そこにあるだけでも一定の私は防犯効果はあると考えますが、その辺もいかがかを伺います。

それと、これからの大きな金のかかる懸案事項でありますクリーンセンターですが、その更新計画は現在どういう状況か、また、それを現在野洲市単独で建設することについての必要性あるいは経済性についての課題、問題はないのかを質問します。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中良隆議員の財政健全化集中改革プランとこれからのまちづくりについて、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、1点目の市民の声や議会特別委員会の意見を踏まえて現在の状況と素案の見直しについてですが、見直し項目の一部で賛否の意見の分かれたところもありました。

しかし、現在の経済情勢や財政状況とそこでのこれからの野洲のまちの発展を踏まえますと、財政健全化集中改革プランの素案に示しました内容についてはおおむね理解をいただいたものと考えております。したがって、断念するような状況ではないと考えております。中にはむしろ積極的に取り組むよう集中改革プランをご支持、ご激励いただいたご意見もございました。

市民懇談会等の議論を踏まえて一部修正が必要なものもございましたので、現在、素案に基づく中間案を取りまとめております。今後、できるだけ早い時期に議会や市民の皆様にお示しをさせていただき、再度ご意見を賜りたいと考えております。

2点目の分庁舎廃止後の建物や土地の利用計画についてであります。本来、建物ありきで利用を考えることは困難であると考えますが、分庁舎の建物は有用かつシンボル性の高い建物であることから、分庁舎機能の統合の合意を見極めさせていただきつつ、土地・建物の利用計画について地域住民のご意見にかなった利用方法を民間の資本等から募ることや、住民の方にもその検討に参画していただくことで利活用の方向を見出していきたいと考えております。

また、にぎわいのあるまちづくりの方向性につきましては、県道野洲中主線の見通しも立ったことであり、今後、一層地の利が見込まれる地域となり、特定保留地を含めて、今以上の発展を期すべき地域であると考えております。

野洲市総合発展計画の内容に従い、ゆとりと閑静な趣きを保った多機能な拠点として引き続き発展を促してまいりたいと考えております。

次に、3点目の地域安全センターについてであります。ご承知のとおり、平成19年10月に地域防犯活動の拠点として地域安全センターを開所し、以後、野洲学区、北野学

区の自治会と警察のご協力をいただきながら、駅周辺の防犯パトロール等を実施してきたところであります。また、北口公衆便所に防犯カメラと防犯ブザーも設置するなど、安心安全なまちづくりを推進してまいりました。これらの取り組みにより、駅周辺の防犯力は高まっていると考えております。

しかし、現在の運営状況では、地域の皆様のニーズをより満足させることが難しく、また、財政的にも負担が大きいという状況であります。

これまでも大津市、近江八幡市、長浜市の3市におきまして、滋賀県警察本部のモデル事業である「まちの常夜灯事業」を活用して、「安心安全センター」というものが運営されてきております。その事業内容が本市のセンターの運営趣旨とも合致するため、センター機能の充実と経費の節減を図るため、この事業の導入について検討したいと考えております。

続きまして、4点目のクリーンセンターの更新状況につきましてであります。野洲クリーンセンターは、昭和57年に焼却施設が稼働を開始して以来、27年が経過しております。その間、平成8年度には最初15年間とされていた耐用期限を迎えたことに伴い、大規模改修を実施することによって今日まで延命を図ってまいりました。

しかし、大規模改修実施から既に13年が経過しており、老朽化に起因する機器の不具合がふえる傾向となっております。また、施設の正確な耐用期限を把握するため、平成20年度、昨年度であります。精密機能検査を実施しました。この検査によりますと、従来の維持、修繕では7年後の平成27年度末に使用継続の限界に達するとの結果を得ております。

野洲市としましては、平成28年度以降も安定かつ適正な業務を継続するための手法を総合的に検討した結果、建て替え、更新が有利と判断しているところであります。この方針に基づき、現クリーンセンターの地元及び周辺自治会、そして議会に対しまして、既にご報告と経過説明をさせていただいているところであります。

また、クリーンセンターの更新につきましては全市民の課題でもあるため、広報9月号をはじめ、市のホームページ、更にマスコミを通じて、現状と課題につきまして広く市民にお知らせをしてきたところであります。

当面のスケジュールにつきましては、今年度、一般廃棄物処理基本計画の見直し、また施設整備基本構想に加え、循環型社会形成推進地域計画の策定を予定しております。また、最大の懸案であります更新建て替え予定地の決定をはじめ、諸手続につきましては平成2

2年度から本格的に着手するなど、平成28年度からの新施設稼働を目指し、順次全力で取り組んでまいります。

続きまして、野洲市単独ですることの必要性及び経済性の課題についてであります。広域化か単独かを判断する要素として、施設整備に係るコストにつきましてそれぞれの場合を試算、比較しますと、広域化の方が約15%から20%程度の当初建設事業費の圧縮が可能であると考えております。

一方、整備後の施設運営面について比較しますと、施設の設置場所により左右されますが、一般的には収集範囲が拡大するため、中継基地の必要性、運搬経費の増大、さらに、広域化の場合は他市の廃棄物をいずれかの市が受け入れることとなるため、現在最大の懸案であります移転、更新の成否の大きな要因であります用地取得が更に困難となるなどのマイナス点が想定されます。このようなことを比較の上、単独により計画を進める方が適切と判断しているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） それでは、田中良隆議員の学校教育での国旗、国歌についてのご質問にお答えを申し上げます。

国旗、国歌の指導につきましては、新学習指導要領では、「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚すると共に、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と示されております。

国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てると共に、児童・生徒が将来国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育てることが重要だと考えております。

特に、入学式や卒業式は、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、その意義を踏まえ、国旗掲揚と国歌斉唱を実施しております。ただ、一部中学校におきまして「声が小さかった」などのご指摘もいただいておりますので、さらなる指導を図ってまいりたいと考えております。

また、社会科においては、「我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること」や、音楽科においては、「国歌『君が代』は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と示されており、入学式や卒業式での指導がこのような教科の指導と関連付けたも

のとなります。

以上のようなことから、各学校においては、改訂の趣旨を踏まえた適切な指導がなされているものと考えております。また、現在のところ、各学校からは学習指導要領に従わない教員の報告は受けておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 田中良隆君。

○10番（田中良隆君） それでは、もう少し質問をさせていただきます。

市長の答弁、朝からの議案質疑も含ましてずっと聞いていますと、なかなか歯切れのよい答弁で、はっきりと回答いただいております。同和対策事業以外の答弁についてははっきりと答弁があったというような感じで、感心しております。その点では拍手を贈りたいと思いますが。

今の集中改革プランのビジョンですが、できるだけ早い時期に中間案をまとめてという話です。でも、言葉ははっきりしていたんですが、結局は分庁舎を廃止だとかそういうことになる、これから廃止すること等も含めて、それから先をどうするかをこれから歩きながら考えようという、そういう感じ、ニュアンスの答弁だったかと思いますが。実際にはそこそこ決まっているのやけど、具体的にはまだ今の時点では言えへんのやというのがあれば別ですけども、そうでなければ何かもうちょっと。ああ、そうですか、ほな、よろしゅう頼みますという、さっき誰か同じようなニュアンスの発言がありましたが、そうはなかなかかなりにくいと私自身は思います。それは質問しても同じですから質問はしません。

それと、地域安全センターにつきましても、見ていますと野並議員が同じ質問をするみたいですので、私は廃止するのはどうかなという気持ちは持っていますが、あと、野並議員の質問に譲りたいと思います。

それと、クリーンセンターですが、広域でいわゆる中継基地を設けて云々という話もありましたが、たちまちが私が聞いていますのに、守山市も同じような課題を抱えていて、守山市長はほんまは一緒にしたかったのにと、そんな話を聞いたこともあるんですが。野洲川斎苑、たちまち仲ようやっているわけですから、守山市となら、もちろんだろうなるかは別として、そんなに広域でという話でもありませんから、その辺の話があったとすれば、それは今どういう格好で消滅したのかということをお聞きしたいと思います。

それと、国旗ですが、外国では国旗に対してはその侮辱行為に刑事罰をされるような国

があります。日本にはもちろんそういうのはないわけですが。野洲市の子どもたちが大きくなって世界に恥をかかないために、その教育というのは非常に大事だと私は思っています。国歌「君が代」、いずれの学年においても歌えるように指導しているという、そんな話が今答弁にあったと思いますが、実際にはこれは何時間ぐらい指導して、1年生ではもう皆すかっと歌えるのかなという質問をしたいと思います。

また、国旗についての教育はどんな内容で、これもどれぐらい実際には時間が充てられているのかということもお伺いしたいと思います。

そういう指導要領に従わない教員の報告を受けていないということですが、教員の報告は受けていないだけで、これはいないのかどうかというのはどうなのか、この辺をもう一回確認しておきたいと思います。

以上です。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中良隆議員のクリーンセンターに関する再質問にお答えをさせていただきます。

クリーンセンターにつきましては、県の廃棄物処理計画で、いわゆる中間処理施設ですが、広域化の計画になっています。これがなぜ広域化になっているかといいますと、これは以前委員会等でお話ししたと思いますが、かつて旧の志賀町の栗原地先、現在大津市ですけれども、そこで県が産業廃棄物の中間処理施設をつくった。あわせて一般廃棄物の施設も併設するので、湖南地域全体を加わらせてもらおうではないかという案がありました。既にこの計画はもう中止になっております。

具体的に野洲市を考えまして、どこで広域化をするかとなると、今おっしゃった隣の守山市だろうと思います。今、田中良隆議員がおっしゃった守山市長云々という話は一切私は聞いておりません。守山市長からは聞いておりません。はっきり申し上げておきます。

野洲市としましては、広域化がありましたので、一緒にやろうという話を事務レベルで持ちかけております。提案としましては、守山市は7万以上の人口、野洲市は5万少しです。2万余りの差がありますから、当然まず立地ありきの話です。とすると、まず守山市で積極的に考えていただけるかどうか。野洲市も拒むわけではないけれども、考えていただけるかどうかという提案をいたしました。その結果、断られました。

ですから、現在こういう判断をしておりますし、先ほど申し上げましたように、施設は本来耐用年数15年です。そして、延命策を図って10年。車に乗っておられたらわかり

ますように、車よりもっとシビアでして、エレベーターとか消防の高いはしご車と一緒に、やっぱりきちっと点検が必要でございます。ダイオキシンあるいはガスが出ないかどうか、あるいは炉が破壊されないかどうかということで、現在野洲市の施設は27年を越えているということでは、本当はもっと早い計画的な更新が必要だったわけですが、現在28年目指してやっているという中で、守山市に提案してもそういう形でおっしゃっているということですし、うわさでは自分のところになぜ声がかからんのやとか、自分のところへ何とかという、今、田中議員がおっしゃったうわさは聞いていますが、正式に市長からはありません。

それと、守山市の場合、先に建て替えが必要だということだと思っておりますが、ごみの手数料を上げておられます。ということは先に自ら課題認識をして条例改正をされておられながら、陰で野洲市がなぜ声をかけに来んのやとか言うておられる。こちらはきちっと事務レベルで声をかけに行き断れております。そういうことで、今、市でそういう話をしておるわけでございます。そういうことでご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 田中良隆議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

国旗、国歌の授業がどれぐらい行われているかということでございますが、国歌「君が代」の授業につきましては、きちっと調べたところではございませんので申しわけございませんが、小学校の年間の授業日数から言いますと、まず2時間程度は国歌の指導が行われているというふうに思っております。また、それ以外に、卒業式の練習等でもその指導が行われているところでもございます。それから、国旗の指導につきましては、これは主に社会科の授業で、例えば中学校ですと世界の国々の授業、小学校でも世界の国々の授業を行います。そういったところで世界の国旗を学んだり、あるいは世界の国、地域の学習の中で世界の国旗を学んだりしております。また、特別活動とか、あるいは総合的な時間の中でいろいろな調べ学習を行います。そういった調べ学習のテーマの1つとして、あるいは、大きな調べ学習の中でそういった国旗や国歌についての学習が行われているところでございます。

また、学習指導要領に従わない教員が本当にいないのかどうかということでございます

が、私が現場で経験をさせていただいたこと、あるいは卒業式や入学式に参列をした段階では、そういった教員はございません。したがって、従わない教員はないというように認識をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 田中良隆君。

○10番（田中良隆君） わかりやすい答弁をありがとうございました。よく理解をさせていただきました。

過去に市長の就任前にも、合併以来いろいろ箱物の必要云々という議論がないままに建てられたという経過、市長もそのことについてはいろいろと注文をつけられておりましたが、例えばなかよし交流館、いわゆる身障者の体育なりそういうような交流の施設、もちろんああいうのもあればいいのは当然なことです。でも、野洲市単独で、野洲市の5万人の人口規模の市で単独で持つような施設なのかというのは非常に大きい疑問のあるところだと私は思っていますが。例えばそういう議論、それが必要なのかどうかという議論は、議会では実際には私はなかったと思うんです。図面が示されて、この図面のヒサシをどうしろこうしろとか、そういう議論は覚えがありますが。だから、そういうようなもとの議論、議会に正式に議案として出てきた時点では、もう当然これはあるものということで、議論がそこからスタートするという、そんな部分が多分にありました。コミセンなかさにつまみしても何か、知らん間に決まったという、そんな感じもするわけですが。

そういうことで、今、クリーンセンターについての話についてはそういうことで、単独で工法も試算で五十数億という話が出ていましたが。建て替えをするという話が。金額はともかくとして、流れてとしては理解ができます。

そして、午前中の話にもありましたが、学童保育所、あれも毎年数カ所を数億円かけて新設というんですか、という話があるわけですが、それ自身もそれが本当に必要なのかどうか。もちろん数字を示されて執行部側はきちっと言われるんでしょうけどもね。それなら最終的には小学生の数だけ要ることになってしまうというのが、極言すればそうになってしまうから、その辺のことも含めて、その基本部分あるいはそのスタートの部分で議論ができれば、行政側とあるいは議会側とでその部分の議論が必要ではないかと私は今特に感じております。その辺で、市長、コメントがありましたらお願いしたいと思います。

それと、国旗、国歌ですが、間もなく民主党の政権が誕生いたします。そのマニフェストが実行されまして、日本1億二千数百万の国民のために頑張っていたいただきたいと思います。

すし、そう期待するわけですが。平成11年に国旗、国歌の法律が成立をしましたときに、当時の民主党というのは自主投票で採決に臨んで、自民党の出身者と社民党系の旧の民社党系の議員はほとんど賛成して、旧の社会党の議員は反対したという、そういう経過があります。ですから、今現在でも、そういう複雑な事情がありますので、民主党の党大会には国旗は掲揚されておられません。ただ、事務所の中に日の丸を掲げている民主党の議員もおりますし、あるいは日教組は悪性腫瘍だと非難している民主党の議員もおります。ホームページにはっきりうたっている議員がおりますが。しかし、現実の問題として、民主党の支持母体であります日教組、その応援を受けた民主党、これの政権が誕生するというのは間違いありませんから、それはごく一部でありましても影響が全然ないとは私は思わないんですが。

そういうことで、これから国旗だとか国歌とか、そういう指導を含めまして、どうなるのかというのを私は心配しているんですが。市長とそして教育長にその辺のことをお伺いしたいと思います。コメントを伺いたいと思いますが。国旗、国歌の指導を含めまして、子どもたち、日本の歴史とそして文化の伝統など、先ほど奥村議員でしたか、道徳の話にもありましたように、国を愛する心をどうはぐくんでいくんだという、その辺のことの考え方、コメントをお伺いして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中良隆議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、施策とか事業を進めるにあたっての政策形成、意思決定の問題です。これは私は市がやる、あるいは市長がやるというようなものではございませんので、議会、市民の方にすべての情報、可能性を提供した上で決めさせていただこうというふうに思っています。ですから、クリーンセンターも決めたとは申し上げていなくて、判断しておりますということで、決めていただくのは、これから市民の方が私どもがお出しする情報を見ていただいて、建て替えるべきなのか大改修をするべきなのか、本当に立地が市内でいいのか広域化でいいのかご判断いただいたらいいというふうに考えております。

ただ、先ほども言いましたように、少し時期が過ぎています。本当に27年までにもたすだけでも単独で5億円余りが要ると。本当だったら補助を受けて5億が使えるといいですか、新規にやれば4、50億でいけるものが、それでも若干失っていますけども。国の方も改修にも少し金を出そうという議論が前の政権ではなされていましたが、今度はどう

なるかわかりませんが、基本的に今は建て替えしか補助制度がございません。そういう意味では25年たったときに新しくすると、環境性能も格段によくなっております。今の新しい施設を見てみますと、心配されたダイオキシンなんかはほとんど出ないというぐらいの施設になっております。

それと、広域化かどうかの判断で、先ほど申し忘れましたが、かつては国の方も広域化を進めておりました、一定規模しか補助をしないという時代がありました。これはなぜかといいますと、ダイオキシン問題が出てきたときに、大規模な炉でないとダイオキシン対策が完璧にできないということでそうになっておりましたが、現在は小規模であっても同じレベルの環境性能が保てるということで、単独あるいは中小規模でも補助されるということもあります。かつて大規模、広域化という議論があったのは、1つはダイオキシン対策の観点、そして、それに裏打ちされた国の補助制度ということがございました。

それと、直接のご質問ではございませんが、先ほどの意思決定に関しては、例えばなかよし交流館、数億円かけてつくりました。そして、現在運営費が、当初1,200万が今1,150万使っております。発達支援あるいはいろんな課題を有する子どもさんたちが使っていただいております。

今回、発達支援センターを旧中主のところへという案で、現在もう少し慎重に思っておりますが、なぜそういう案になったかといいますと、なかよし交流館を重ねて利用していただいている方があって、あそこへは行っているわけです。それと、中主にご存知のように実質市立のふれあい共同作業所という施設があります。そこにも全市域から、あるいは少し他市からも来ておられますが、現在20人余りの方が共同作業所を利用していただいております。重なっております。そういうことからでありまして、現在の場所も尊重しますが、本当ですと発達支援をもっと集中的にやるのであれば拠点はどこなのか。なかよし交流館という機能を持たすのであれば、それも含めてやれば、今の1,200万というのは本当はスタッフがもっともっと欲しいわけですね。場合によっては3、4人の雇用ができるぐらいの金額です。ですから、それを市民にお示しして立地を選ぶ、あるいは建てるか建てないか判断するということがあってしかるべきですので。私はそういう観点ですので、今後は市民、議会、皆さんに情報をきちっとお示しして、かつ市が汗をかいてやっていくということで考えております。

分庁舎につきましても同じことで、まだ決まっていない段階から民間に募集するわけにもいかないので、やはりこれは一旦分庁舎機能のあり方を考えていただいた上でもう一段

の外に向けての行為を起こすべきかなと考えております。

あと、国旗、国歌につきましては教育長がお答えしたとおりであります。ただ、先進国といえますか、全体の国の中でも国旗、国歌でこういう議論がいつまでもなされているという状況自体がやはり不自然でして、先ほども奥村議員がおっしゃったように、国を愛する気持ちというのは強制するものでもないですし、国旗、国歌も強制するものではない。本当に自ずからそういう心が芽生えるような風土をつくっていく必要があると思っています。

常々言っていますけれども、伝統文化と言いながら、野洲の風景は毎日変わっております。愛すべき風景が毎日ころころ変わる。これを放置していいのかどうか。あるいは、今回学校の施設整備もはげているペンキを塗る、あるいは傷んでいるプールを直す、がたがたいて閉まらない扉も直すということで、一定のお金を付けさせていただきました。これも積年の課題を今回最大限に解決しようということですが、本当はもっとやりたかったんですが、人が足りないんですね、やってくれる職員が。

これもこの間保護者さんと話していましたら、私がこれが重要だと言ったら、まさにそういうことが、地域を愛さない、心がすさむというふうに思っていました、風景が安定している、あるいは、毎日使う学校の施設がそんな上等で大理石が張ってある必要はないんですけども、それなりに手入れが行き届いている、そういったことがまず地域を愛し国を愛する心につながると思いますので、そういう広い観点から、子どもあるいは市民の国旗、国歌あるいは国への意識、地域への意識が高まるような形で進めたいと思っています。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 教育長、どうぞ。

○教育長（南出儀一郎君） 田中良隆議員の再々質問がございましたので、内容面について簡単にお答を申し上げたいと思います。

学校の教育につきましては、教育基本法が新しく改正をされました。それに基づいて平成23、24年に本格的に新学習指導要領が実施をされるところでございます。したがって、新学習指導要領の趣旨に基づきまして学校教育を進めていきたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（河野 司君） 暫時休憩をいたします。

（午後2時48分 休憩）

（午後3時10分 再開）

○議長（河野 司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第5号、第8番、矢野隆行君。

○8番（矢野隆行君） 8番、矢野隆行でございます。今回の定例会におきまして、私、2問させていただきます。

まずはじめに、改正農地法が成立いたしました。この点を確認させていただきます。

先の通常国会で農地法等改正法が成立し公布され、年内に施行されることとなっております。言うまでもなく食料の多くを輸入に頼る日本は、国内の農業生産を高め、食料の安定供給に努めなければなりません。

今回の改正は、そのために農地の確保と有効利用を図ることを目的として行われたもので、農地の転用や貸し借りをはじめ、農業生産法人制度、遊休農地対策、税制など幅広い見直しが行われております。これにより、農家の他、都市住民や関連事業者などが一緒に会社などをつくって、農地を借り農業に参入できるようになります。農地の受け手が一気に多様化する可能性があることから、農水省では「従来型の集落営農や市民農園にとらわれないことなく多彩な農地の利用組織の展開が考えられる」と農村内部の活性化につながる点に期待を寄せております。

一方で、国会審議の過程でも議論されておりますが、顔の知らない人が農村を訪れ農業をするようになるということもあるため、地域においては円滑な受け入れや地域農業との調和の体制を整えておく必要があります。

また、改正法の施行と共に農業委員会が担う許認可などの事務は質、量共に増大することも考えられます。市町村合併などを経まして体制の弱体化が見受けられる状況にありますが、農業委員会の体制強化が不可欠となります。全国農業会議所でも「都道府県、市町村段階でも改正法の趣旨、内容と農業委員会の体制強化、予算措置の確保などについて、知事、市町村長、市町村議会議長などへの働きかけに努め」とされております。新制度の円滑運用に向けて、地域が一体となつての取り組みが期待されるところであります。

次の点を伺います。

- 1、農地をめぐる本市の状況は。
- 2、農地法等の一部を改正する法律についての取り組みは。
- 3、相続税納税猶予制度の見直しについての見解は。

この3点をお伺いさせていただきます。

次に、被災者支援システムの利活用について質問させていただきます。

このところ日本は災害列島と改めて思い知らされた今年の夏、7月の九州・中国地方の豪雨、そして、台風9号に伴う豪雨が兵庫県をはじめ日本の各地を襲った。この台風が東に向かった8月11日未明、進路にあたる東海地方で駿河湾沖を震源とするマグニチュード6.5の強い地震が発生、当初懸念された巨大地震、東海地震との関連はないと判断されたが、どちらも被害は深刻であった。

台風シーズンはこれからが本番であり、大きな地震はいつどこで起きるかわからない。この9月1日は防災の日、そして9月は防災月間であります。この夏の地震と台風被害の教訓を生かし、点検と対応策を急ぎ、備えあれば憂いなしを徹底したいと考えますが。

7月の山口県などの豪雨被害、8月の台風9号がもたらした豪雨被害と合わせた死者39人、その7割以上が65歳以上の高齢者が占める。雨の音があっても防災無線が聞こえない。老夫婦だけで思うように避難、移動できない。深夜に避難所へ移動中に被害に遭ってしまったなど、要援護者の避難対策やその計画、ハザードマップなどが用意されても生きた防災活動にはつながっていないことが浮き彫りになっております。本市の対策を伺いたいと思います。

ポイントといたしましては、国といたしまして2005年に避難に関するガイドラインを作成し、全国の市町村に体制の整備を要請しております。これは前年に豪雨被害が多発し、200人以上の犠牲者が出たことを踏まえております。まず、増水や土砂崩れの被害がある場所を洗い出し、これに基づき被害が及びそうな地域を地図化する。その上で河川の水位や降雨量をもとに住民に避難を呼びかける基準をあらかじめ定めておくという内容であります。しかし、この基準を定めている市町村は、この春の調査では全国で4割しかない。避難方法を住民に伝える文書を用意している市町村も同程度にとどまっております。

静岡沖地震は震度6弱の揺れにもかかわらず被害が少なかったのは、東海地震に備えた住民の備えが被害の軽減に役立っております。静岡県内の家具の固定化率は全国最高レベルでもあり、旧耐震基準で建てられた木造住宅を対象にした耐震診断、耐震補強を全国に先駆けて、これは倒れる倒壊とかけておりますけども、「TOUKAI-0（ゼロ）」事業など防災先進県の取り組みが評価されております。また、震度6弱だった牧之原市の特別養護老人ホーム、入所者50人でありまして、花瓶1つ割れなかったといえます。ベッドの安定とお年寄りの安全のためにベッドは床から約15センチの低いものにし、ガラスは四散防止加工がしてあり、避難訓練も毎月1回実施しているといえます。

新年度補正予算では、国は耐震化相談窓口設置や耐震診断技術者養成などに使える補助

金を最高1,500万まで都道府県、市町村に助成する制度を設けております。しかし、活用しているのは和歌山県など6県を含め25自治体と少なくなっております。

地震発生時の揺れやすさを想定し地図で住民に示す地震防災マップは2008年度本市でもつくっております。全国1,800市町村の59%ではまだ未作成になっております。

静岡県沖地震は製造業の集積する東海地域を直撃し、地震列島、かつ日本経済のリスクを改めて浮き彫りにした。特に経済活動の大動脈である東名高速道路は一部不通となり、物流への影響が広がり、企業の危機管理体制に警鐘を鳴らすものとなりました。災害で企業活動が途切れることを防ぐための指針が事業継続計画であります。その重要性が改めて浮き彫りになったところがございます。

このように総務省の外郭団体である地方自治情報センターが実施しております地方公共団体業務用プログラムライブラリに、このほど兵庫県西宮市が開発した被災者支援システムが第1号と登録されております。これによって全国の地方公共団体が無償で同システムを簡単に入手でき、災害時の緊急対応の際の利活用が可能になっております。

しかしながら、総務省がシステムの本格的な普及促進を目的に、本年1月に被災者支援プログラムVer.2のCD-ROMを全国の自治体に配付したにもかかわらず、導入の申請があったのは3月末時点で118団体にとまっております。既にシステムを稼働している自治体と合わせても、被災者支援プログラムを導入している自治体は全体の1割にも満たない状態であります。また、ソフトを導入しても実際に災害時を想定してシステムを稼働させるなどの実地訓練を実施していないケースもあります。

災害発生時における行政の素早い対応が復旧、復興には不可欠であり、被災時に被災者の氏名、住所などの基本情報や被害状況、避難先、被災者証明書の発行などを総合的に管理する被災者支援システムを平時のうちに構築していくことが重要と考えております。

いま一度各自治体の導入に関する検討、準備状況を調査していただきたいと思うわけがございます。被災者支援システムの利活用に向けて積極的な取り組みをお願いしたいところでございます。

このシステムの特徴といたしましては、3つありますけれども、震災の実体験の中、救済、復旧復興業務に携わる職員自身が開発したシステムをベースに現在まで改良を積み重ねてきた、地方公共団体が救済、復旧復興業務を遂行する上で必要な機能をすべて搭載しており、実際の業務での有効性も実証済みであります。

また、GISと組み合わせますとさらに力を発揮することになっております。被災者支

援システムにこのGISを組み合わせることで、さらに活用場面を広げることにもできるようになっております。

また、地方公共団体汎用システムであるため、このシステムは現在のLASDEC、地方公共団体業務用プログラムライブラリに登録しておりますので、無償で提供していただくことができいております。また、オープン系ウェブシステムとして開発しておりますので、ハード面での制約もなく、安価でシステム構築ができます。

そこで、このような実績のあるシステムの導入が必要と考えますが、本市に向けての導入に対します対応について見解を伺います。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、矢野議員の改正農地法のご質問にお答えを申し上げます。

1点目の農地をめぐる本市の状況でございますが、市内の全農地は約2,609ヘクタールでございます。そのうち2,455ヘクタールが農業振興地域の農用地となっております。市内の農業従事者は、平成17年農業センサスにおきまして4,247名となっており、その後も減少していると推測しております。耕作放棄地につきましては、昨年度調査いたしましたところ、市内全域で764筆、28.8ヘクタールとなっております。農用地では319筆、16.3ヘクタールで、水田が118筆の7.8ヘクタール、畑が201筆の8.5ヘクタールとなっております。耕作放棄地の多くは農用地で、いわゆるサブゾーンと言われている区域及び旧野洲川北流の畑地帯で発生をしております。農地の利用集積状況は水田面積の約6割に達しまして、受委託も含めると7割近くとなっております。今後も農地の集積が進むものと考えております。

2点目の改正農地法についての取り組みでございますが、今回の改正では農地法の他、農業振興地域の整備に関する法律、農業経営基盤強化促進法、土地改良法及び農業協同組合法などが改正をされまして、現在、12月の施行に合わせまして農業委員の役割などにつきまして研修を重ねているところでございます。今後、12月中に政令等が整備をされまして、その後、国、県によりまして指針ですとか構想などが示されることとなっておりますので、それに基づきまして取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、今回の改正の中で、農業にいわゆる貸借という形で企業が参入できることとなっておりますけれども、農地法の審査要件で地域との調和要件が新設をされておりますので、

厳格かつ適正な審査をしてまいりたいと考えております。

3点目の相続税納税猶予制度の見直しにつきましては、これは現行の仕組みでは農地を貸し付けると納税猶予制度の対象から外れることから、高齢になっても無理をしてでも自ら耕作せざるを得ないとかそういうことで、意欲ある農業者への貸し付けを躊躇すると、そういうケースが多かったという点がありましたので、担い手の農地利用集積という点で有効な制度の見直しになるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 矢野議員の第2点目、被災者支援システムの利活用につきましてのご質問にお答えいたします。

議員ご承知おきのとおり、災害発生時における本市の対応につきましては野洲市地域防災計画において詳細に定めており、実施面では、緊急物資の備蓄や防災行政無線システムの整備の他、自主防災組織の育成などに努めてきたところであります。

また、国民保護法に基づき消防庁より配備されております安否情報システムを活用する体制も整えております。

議員ご提案のシステムは、未曾有の災害となった阪神・淡路大震災の被災地だからこそ得られた教訓を生かされたもので、災害発生時に自治体が担う復旧、復興業務を支援するためのさまざまな機能が搭載されたすぐれたものであると考えます。

しかし、このシステムを、本市バージョンに置きかえること、要するにカスタマイズするには、かなりの労力と経費が必要となります。例えば、地図情報につきましても、残念ながら当市はデジタルマッピングに取り組んでおらずデジタルデータを持っていないことなどから、一から作り上げる必要があります。また、新たにサーバーや多数の端末の整備も必要となります。

こうした経費と労力をかけることが人口5万人の野洲市に見合うものであるかどうかを、ちなみに西宮市は人口約48万人でございます。これらのことを勘案いたしますと、ご提案のシステムの利活用につきましては、現在のところ困難であると考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（河野 司君） 矢野隆行君。

○8番（矢野隆行君） 再質問ですけれども、農業問題は与党がかわりましたので、恐らくまたかなり変わる可能性があるわけでございます。こんな中で、今の農政法によります

と、管理部と農業部、2つのシステムから今までの農政法の中から変わっていくのが、例えば地域に見合った集落リーダーを頭に企画管理本部とか農業事業部、直売事業部、水管理事業部、集落支援事業部、またその他民宿とか観光事業部とかいう部門をつくって、地域に見合った農業体制をつくって、先ほどおっしゃっていましたが、放棄地ですけれども、水田で118筆で7.8ヘクタールで、畑が201筆で8.5ヘクタール。私も農業を昔というか小さいころはかじったことがあるんですけども、吉川とか野田を回っていますと、実際やっておられる方は70歳から80歳ぐらいの方が実際行っておられるわけですけども。こういった点を野洲市としてどう取り組んでいかれるのか、その辺1点だけお伺いさせていただきたいと思います。

先ほどのもう一点の方ですけども、被災者支援システムの活用というのは、実際本当にいいシステムでございます。本市の5万都市ではまだできないということでございますけれども、特に要援護者、前回も質問させていただきましたけれども、こういった点の取り組みをもう一度できたらこういった中でどこまで野洲市は把握できておるのか、そういった点をお聞かせ願えないでしょうか。

以上です。

○議長（河野 司君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、矢野議員の再質問にお答えを申し上げます。

まず、改正によりまして企業参入というか、いろんな多様な主体が、例えば集落営農法人というような形を形成して参画できると。当然今農業をされているケースでも、生産とか農地の管理とか、あるいはその経営的なところ以外にプラスアルファでその販売だとか、そういうような多角化あるいは複合化、いろいろな作物を入れてリスクを分散するとか、そういった点はこれから農業経営を進めていくには非常に重要な方向だと思っております。

ただ、まずは本市の農業を振り返ってみますと、今は我が方は、担い手への利用集積ですとか、あるいは集落営農という形でどんどんと利用集積をして協業化をしてもらいながらできるだけ生産コストを下げているという形です。ですから、さらに今申し上げたような改正の趣旨の中でプラスアルファとしてそういった多角化あるいは複合化、こういったところがまたできていくことで、当然農業の産業として成り立つような形をとるような一歩になっていけばと考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 矢野議員の再質問にお答えいたします。

要援護者の名簿づくりの件でございますけれども、この名簿につきましても、市で持っ
ていてもなかなか活用が難しいということもだんだんわかってまいりまして、この自主防
災組織の育成の中で、ご近所の底力というんですか、そういったものを利用しながらして
いくということで、自治会を中心に名簿づくりを進めていただいているというところでご
ざいます。

以上でございます。

○議長（河野 司君） 矢野隆行君。

○8番（矢野隆行君） 本当に農業問題はこれからの課題だと思うわけでございます。

被災者システムですけれども、野洲市におきましても治水とかいう問題がかなりやっぱ
り重要な問題になっておりますけれども、全般的にこういった災害の後の市の取り組み、
こういった点について、もし市長、見解がありましたら、一言お願い申し上げまして、質
問とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員の地域の被災支援システムに関する再々質問にお答えを
させていただきます。

今もご質問に言っていただきましたように、近年の気候変動あるいは災害の多発という
ことで、これまでとやはり違った観点から災害の防止あるいは救助体制が必要と考えてお
ります。

1つは、やはり地震は重要ですが、治水も重要でして、これまで申し上げますよう
に野洲市の場合は野洲川と日野川に挟まれていて、その両河川の治水対策、これは国、県
の事業であります。要望もあって一定進んでおりますが、市内に降る雨の排水が十分万
全ではありません。近年の雨では、時間雨量50とか100を超える雨量の雨が集中的に
降っております。ご存知のように祇王井川の野洲駅前の交差点のところは大体30ミリで
冠水、水がつかります。ですから、近年の雨ではとても対応できないということですので、
治水対策が求められますが、祇王井川の流末は建物が建て込んでおりますし、JRの下を
くぐらないといけないということで、簡単な事業でないということで見送られております。
まずそのあたりからも気をつけないといけないということで、できれば来年度から雨水幹
線等を想定した排水治水対策を取り組みたいと思っております。その他の都市部の河川に

つきましても、同様の観点からできるだけ早く治水対策に取り組んでいきたいということで考えております。そのためには県管理の一級河川とも連動しないとだめですので、そういうことも連動しながら、来年度から着実に地域内の治水対策に取り組んでいきたいと思っています。

それと、災害時の避難あるいは救援対策も一定のところまではいっておりますが、まだまだ体系的な措置、防災無線は整っているんですけども、その連絡体制、それと、今ご質問いただきました要援護者の対応です。確かにたちまちは地域なんですけど、現在ではやはりプライバシーの問題があります。ですから、そのあたりを市の制度できちっと担保ができるのかどうか、これもできるだけ早く見極めて、名簿の整理、プライバシーを守りつつ市民の安全が守れる、特に要援護の必要な方の個別対応ができることに取り組んでいきたいと思っております。

以上、もう一度全体に防災体制を見直す形で今後取り組んでいきたいと思っておりますので、ご支援をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 次に、通告第6号、第5番、内田聡史君。

○5番（内田聡史君） 5番、内田聡史です。今回、親学についてということで質問させていただきます。

連日、新聞、テレビで子どもたちをめぐる事件や事故が報道されています。親が子を殺す、また子が親を殺すといった凄惨な事件が後を絶ちません。現代の親子関係の希薄化、地域力の低下等に起因する社会のひずみは極めて深刻な問題であります。また、学級崩壊、不登校、いじめ、学力低下などの教育問題は、解決していかななくてはならない喫緊の課題であるということは言うまでもありません。その中で、今回は育つ子どもや教える先生の側ではなく、育てる側である親の方に焦点を当て質問をさせていただきます。

昭和22年に教育基本法が制定されてから半世紀以上が経過し、平成18年に改正された改正教育基本法第10条には「父母その他の保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせると共に、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」と明記されております。教育の第一義的責任は家庭にあると規定されました。

また、第10条の2項には「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と明記されており、さらには、政府の教育再生会議

第1次報告にも「教育委員会、自治体及び関係機関は、これから親になる全ての人たちや乳幼児期の子供を持つ保護者に、親として必要な「親学」を学ぶ機会を提供する」と明記されております。

親は子どもの人生最初の教師として責任を負うことを深く自覚する必要があると、子どもの人格形成の基礎は幼少期の家庭教育によって涵養されるということをしつかり認識し我が子に関わることが大切であると考えます。また、近年では大人社会がそのまま子ども社会に反映していることさえ多々あり、すべての大人が教育者であると自覚を持った行動を行わなければならないと考えます。

本市の親に対する教育や取り組み、親学に対する所見をお伺いいたします。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 内田議員の親学についての質問にお答えを申し上げます。

親学につきましては、近年の核家族化などの影響によりまして、世代を超えて継承されてきた子育ての知恵がうまく継承されなくなり、親のあり方が問われていることから、平成19年1月の教育再生会議第1次報告で提言されたものであり、親の教育力を高めるための学習であります。

子どもにとっては親が人生最初の教師であることから、子どもの発達段階に応じて親自身が成長しながら、子どもの人間性をはぐくむために愛情あふれた子育てができるように、親として身につけなければならないものであると考えております。

本市では、現在のところ親学講座等は実施しておりませんが、学校や園でのPTA活動をはじめとして、青少年育成市民会議や子育て支援センターにおきまして子どもの発達段階に応じた保護者に対する研修やセミナーなどを開催しております。

今後、保護者に対する学習の機会の充実や情報提供に努めながら、保護者の教育力の向上に寄与してまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 内田聡史君。

○5番（内田聡史君） 今日一番人気の教育長の答弁、ありがとうございました。

親学について質問させていただいたんですけど、後ろの方から「親でもないのにそんな質問してどうするねん。早う親になれよ」と、そういうプレッシャーみたいなものを感じるわけではあるんですけど。

親学といいましても、今答弁ありましたように、保護者のみが勉強するだけではなく、

私たちみたいな若い世代、これから親になる、なろうとする者も共に学んでいかなければならないというのが親学の精神でありまして。この親学というのが日本で関心を持たれるようになったのは、世界五大大学長会議でオックスフォード大学のジェフリー・トーマス学長が、学校でも大学でも教えていないのが親になる方法である。親として教育にもっと関心に向け、向上させることには大きなメリットがあるのではないかと、このように問題提起され、それに触発されまして平成13年に親学会なるものが発足されました。現在では日本財団の支援事業で、親学推進協会をはじめとして、民間でも多くの親に対する教育機会を提供しているところがあります。

現在の教育現場と保護者である親とを見てみますと、一部ではありますが、児童や生徒の保護者から学校・園に対して自己中心的で理不尽な要求を繰り返すモンスターペアレントの問題が深刻化されています。教育現場が対応に苦慮している現状がテレビ等でも報道され、全国的に教育課題とされております。常識の範囲を逸脱した要求をしてくる親がふえてきているわけでありまして。

その他にも、親に限って言いますと、子どもが問題に突き当たったときに対処の仕方がわからない親、子育てにストレスを感じる親、威厳のない、友達のような親、親としての自信のない親など、先ほど教育長の答弁にもございましたように、核家族化や少子化の中で育ってきた親は、自分自身が成長してくる中で子育てに触れる機会がなかったり、自分の親も近所にいないために、子育てするときになって初めて戸惑っている面も多々あると思っております。このような親の意識を変えたり、親自身が子育てに自信を持つためにも、本市では親学に対して取り組みは行っておられないということですが、私はこの親学というものが本市の親の育ちを促すためにも普及が重要だと考えております。

また、本市でもPTAなどでも事業を行っておられるそうですが、その出席者のほとんどがお母さん方ではないのかと思うんですけれども。家庭環境の変化や少子化、核家族の影響等により、日本ほど母親が孤立し子育てを行っている国はないと言われております。子どもの成長には、父性の厳しさ、そして母性の優しさとのバランスのとれた関わりが非常に大切だと考えます。そういった中で、運動会や入学式、卒業式ではご両親の顔をよく見ることはあるんですが、それ以外のPTA活動、また地元の子ども会での活動、役員さんはお父さん方が出てこられることが多いと思うんですけれど、それ以外ではなかなか父親の参加が見受けられないと思うんですけれども。市として父親の参加を促す方策は考えておられるのか、まずこの1点をお伺いしたいと思います。

そして、先ほども申しましたように、これから親になろうとする若者、高校生、大学生もそうですけれども、そういった若者に対しましても市やPTAが行っている行事、先ほどは保護者に対しての教育を行っていくとおっしゃられましたが、こういった若い人たちにも門戸を広げていけばどうだろうと思うのですが、お考えをお伺いいたします。

埼玉県教育委員会では平成18年から、中高生を対象とし親になるための学習、また、親を対象とした親が親として育ち、力をつけるための学習という2つの親の学習を行っているそうです。

3点目ですが、今聞いていますと、就学後の方はご答弁いただいたんですけど、就学前である乳幼児保護者に対する教育やアドバイス、親になるためのアドバイス等は行っておられるのか。就学前の親の学習なんですけど、乳幼児を持つ親を対象にすることが有効であり必要性は高いという調査結果が出ておりますので、そのあたりをお伺いしたいと思えます。

そして、4点目ですが、これから親になろうとする若者、大学生や高校生に1日保育士体験等の機会を提供することはできないかということをお伺いしたいんですが。そうすることによりまして、保育士さんの大変さはもちろん、子育ての難しさ、そして、何よりも幼い命に触れられるといった体験も重要だと考えますが、このあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（河野 司君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） それでは、内田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

第1点目は、父親が参加をするための方策についてということでございますが、最近、卒業式や入学式では、ただいまにもございましたように、たくさんのお父さん方が学校へ参加をされるということがございます。そういった運動会とか大きな行事、あるいはまた授業参観などを土曜日、日曜日に開催して、できるだけお父さん方に学校へ来ていただくというようなことを促しておるところでもございます。そういった工夫をすることによりまして、父親にも参加してもらいやすいように工夫をしていきたい、そんなふうに考えております。

2点目のこれから親になろうとする若者、学生にも市が行っている行事に門戸を広げてはどうかと、こういうことでございますが、これにつきましても、若い皆さん方が市の行事に参加をしていただくということは大変有意義なことでございます。市では市民に向けて生涯学習セミナーとか出前講座など、生涯学習の一環としていろいろな催しや行事をや

っておるわけでございまして、若い人たちにもどしどしと参加してほしい、そういうように思っておる次第でございます。しかしながら、実際にはなかなか若い人たちの参加は必ずしも多くないという現状がございますので、そういった若い人たちの参加を促すための催しの内容や方法等を工夫したり、また、広く市の広報、インターネットなどによる周知をできるだけ徹底して強化していきたい。そんなことによりまして促していきたい、そういうように考えておるところでございます。

3つ目が就学前の問題でございますが、乳幼児の保護者に対する教育やアドバイスはどのように行っているのかということでございますが、これは園からの要請を受けて、学校教育課では就学前の教育や発達的な視点を踏まえて講師に行って話をするというようなことがございますし、また、市内3カ所の地域子育て支援センターや育児サロンなどでも相談やアドバイスを行っているところでございます。

4点目がこれから親になろうとする若者、学生に1日保育士体験等の機会を提供することはできないかということでございますが、親には少しほど遠いのかもわかりませんが、現在市内の全部の中学校におきましては、総合的な学習あるいは保健体育、保健の時間等を活用しまして、授業の一環として幼稚園や保育所の職場体験あるいは保育体験を実施しております。生徒たちの感想を聞いておりますと、保育とか命の大切さについてかなりいい体験をしているということでございます。また、高校生や大学生につきましては、その在籍する学校からの要請がある場合にこれを可能としておるところでございますし、さらに市内の高校、大学生からのボランティアについての受け入れも可能としてございます。ただ、今日の就学前保育の現状から申し上げますと、いろいろな管理上の困難な部分もございまして、全部が自由に受け入れるということは非常に難しい状況でございますので、限定された形での受け入れとはなっておりますが、親になろうとする若者に保育体験の機会を提供しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野 司君） 内田聡史君。

○5番（内田聡史君） ありがとうございます。

1点目、2点目、3点目におきましてはこれからもしっかりと行っていただきたいと思います。

また、4点目は安全管理等の問題もありますが、関東の方ですけれども、数は限定されていると思いますが、こういう一般の方も受け入れられていると聞いております。私もこ

の親学講座でそういった話を先生から聞いて、まだ親ではございませんけれども、できたらそういうものがあれば、保育士体験などというものがあれば参加させていただきたいなとそのとき思ったので。こういう方もおられると思いますので、できたらそういうことも進めていただきたいと思います。

また、子育て、親育ちには胎児期、乳児期、幼児期、児童期、思春期の子どもの発達段階に応じた実の親にしかできない家庭教育があるはずだと思います。日本古来の格言に「しっかり抱いて、そっとおろして歩かせる」というのがありますが、これは親の関わりの本質を突いたものであります。子育て支援も重要な施策ではありますが、親育ち施策も大変重要なものだと私は認識をしています。親学に関しては関西よりも関東の方が先進事例が多いわけですが、教育改革を第一に挙げている大阪府の橋下知事も、この親学に対して非常に大きな関心を寄せておられるそうであります。

今後も本市の親育ち、親の学習の機会をしっかりと確保し進めていただきたいのと同時に、今回私が講義を受けましたこの親学推進協会では、親学講演会や親学講座のショートプログラム、親学アドバイザーの養成講座なども行っておられますので、ぜひとも調べていただきまして取り入れていただくことを提案し、質問を終わらせていただきます。

○議長（河野 司君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（河野 司君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

明5日及び6日は、会議規則第10条第1項の規定に基づき休会といたします。

なお、7日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き、一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後3時56分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成21年9月4日

野洲市議会議長 河野 司

署名議員 梶山 幾世

署名議員 田中 良隆